

# ちょうせい



## 特集

公害審査会委員へのインタビュー

静岡県公害審査会 松田康太郎会長に聞く“公害審査会の特性”、  
“弁護士に対する周知と利用促進”について

## 誌上セミナー

大気汚染について

第4回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向（後編）

## ネットワーク

がんばってまーす

効果的な「公害指導」ができるように  
連携して的確な対応を目指します！

[静岡県富士市]  
[宮崎県宮崎市]



田子の浦港からの富士山（秋期）  
（写真提供：静岡県富士市）



富士山麓のヒョウモンチョウとフジアザミ [写真左]  
富士川右岸から望む富士山（夏期） [写真右]  
（写真提供：静岡県富士市）

## Contents

### 2 特集 公害審査会委員へのインタビュー

#### 静岡県公害審査会 松田康太郎会長に聞く“公害審査会の特性”、“弁護士に対する周知と利用促進”について

聞き手：公害等調整委員会事務局総務課課長補佐（広報担当） はしもと 橋本 りゅうすけ 隆介

### 17 誌上セミナー「大気汚染について」

#### 第4回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向（後編）

公害等調整委員会事務局

### 47 令和4年度公害苦情調査結果報告

公害等調整委員会事務局

### 51 公調委委員によるリレーエッセイ（第3回）

公害等調整委員会委員 わこう 若生 としひこ 俊彦

### 54 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局



宮崎神宮大祭（神武さま）  
（写真提供：宮崎県宮崎市）



ぼろいしやま  
双石山の天狗岩  
（写真提供：宮崎県宮崎市）

## <ネットワーク>

### 58 がんばってまーす

## 効果的な「公害指導」ができるように

静岡県富士市環境部環境保全課主査

すぎやま ゆうすけ  
杉山 裕亮

## 連携して的確な対応を目指します！

宮崎県宮崎市環境部環境指導課主任主事

ながた かなこ  
永田 香菜子

62 公害等調整委員会の動き(令和5年 10月～12月) 公害等調整委員会事務局 ※

69 都道府県公害審査会の動き(令和5年 10月～12月) 公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真 「冬の風物詩「大根やぐら」」 <関連：60ページ> （写真提供：宮崎県宮崎市）

令和3年に田野・清武地域の日本一の大根やぐらが宮崎県では初めて日本農業遺産に認定されました。

例年、12月には、田野運動公園の脇の畑に2基の大根やぐら（高さ6メートル、幅40メートル、合わせておよそ2万本の大根が干される）が建てられ、その大根やぐらをライトアップするイベントが行われます。また、1月には、宮崎ブーゲンビリア空港の広場で「大根やぐら展」が開催されるなど、宮崎県の冬の風物詩の一つとなっています。

## 静岡県公害審査会 松田康太郎会長に聞く“公害審査会の特性”、 “弁護士に対する周知と利用促進”について

公害等調整委員会事務局は、静岡県公害審査会の松田康太郎会長にインタビューを行いました。松田会長は、弁護士として藤枝市の市民相談であるよろず相談に関与しており、その取組内容について、令和4年5月19日に開催した「公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム」において紹介があったところです。インタビュー実施のきっかけは、藤枝市のよろず相談において、公害に関連するあるいは関連すると思われる相談者がいた場合に公害審査会を案内している松田会長の取組が公害審査会と市町村との連携の在り方を考える上でヒントになると思ったためです。その他、公害審査会の特性や弁護士に対する周知と利用促進などについても伺いました。

公害紛争処理制度全体の解決機能を強化し、各機関がその特性を活かして、それぞれがふさわしい事案（事件、苦情相談）を処理するためには、本来、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されないように環境を整えることが重要です。本インタビュー記事が公害審査会の関係者の皆様、また、日頃、公害苦情相談に従事している職員の皆様の今後の取組の参考になれば幸いです。



まつだ こうたろう 氏

弁護士

静岡県公害審査会会長

元静岡県弁護士会副会長

公害等調整委員会政策評価懇談会構成員

聞き手：公害等調整委員会事務局総務課課長補佐（広報担当） 橋本 隆介  
インタビュー実施：令和5年11月30日 静岡県・共和法律事務所にて

**公害等調整委員会事務局広報担当 橋本（以下、橋本）** 公害紛争処理制度は、窮極的な民事裁判による司法的解決以前に、簡易迅速に行政的解決を図るため、市町村及び都道府県に公害苦情処理体制を整備しています。そして、苦情処理によって解決できない公害紛争を処理するために都道府県に公害審査会、国に中央委員会として公害等調整委員会（以下「公調委」という。）を置いています。私は今年の4月に公調委

事務局に着任したのですが、公害審査会と市町村がどのように連携しているのか、その実情についてはなかなか分からないところがあります。市民は困ったときは身近な公害苦情相談窓口にご相談することが多いと思います。相談を受けた公害苦情相談窓口では、まずは自分のところで何とかしようと思います。しかしながら、対応に困ったとき、それから対応に限界があって相談者に納得いただけないとき、そういった相

談が典型7公害やそれに近しいものであった場合に市町村から県の公害審査会に相談しやすい仕組みが果たしてあるのか、その仕組みが機能しているのかが気になっています。

松田会長には、公調委の50周年のシンポジウム<sup>1</sup>にご登壇いただきましたが、その時にご紹介いただいた弁護士として藤枝市のよろず相談に関与されていることが、他の公害審査会の関係者の取組の参考になるのではないかと思います。そういったことから話を伺わせていただきたいと思っていました。

**“話を聞いて、公害問題なのかもしれないと思ったものは、公害審査会に相談してみたらどうですかと伝えています。”**

**松田康太郎静岡県公害審査会会長（以下、松田氏）** 都道府県はどこも同じような枠組みだと思えますが、市町村の相談の場合は、各市町村によって運用の仕方が全然違います。騒音や振動の問題は、対企業であれば動くけれども、個人だと動かないという市町村もあります。その場合、生活騒音が入りませんよね。ではどうするかというと、藤枝市の場合でいうと、一つの選択肢として「よろず相談というところで弁護士が来るから相談してみてもどうか？」と振る場合もあります。

市民の相談が本当に公害問題かどうかというと、正直、私は話を聞いているだけでは分かりません。当事者はエビデンスを用意していないので、証拠に基づいた理論構築ができないからです。話を聞いて、公害問題なのかもしれな

いと思ったものは、公害審査会に相談してみたらどうですかと伝えています。ただ、そういった案内をしているものの静岡県公害審査会で調停事件として受け付けられていないところを見ると、公害問題に該当しないという判断を県でしているか、当事者も、あくまでも調停なので強制力がないということで、「仕方ないね」、「今までやってきたことと同じだね」ということで諦めているのか、実際のところ、その理由までは分かりません。

ただ、公害審査会と市の連携についてシステムとして何かがあるかということ、私も一個人の活動でしかありません。藤枝市のよろず相談をやっているときも、どの立場でやるのか、公害審査会の会長をやっているということは説明の中で申し上げますけれども、公害審査会の正式な委員としてよろず相談をやっているわけではないので、制度的な枠組みはありません。ですから、藤枝市のよろず相談が公害審査会の取組事例として評価されると恥ずかしいところがあります。

**橋本** 市に寄せられる相談でふさわしい相談があった場合、公害審査会にどう持ってくるかを考えるヒントを、こういった取材などを通して公調委から提供していくことができればと考えています。

**松田氏** 市民相談というと、静岡県弁護士会だけではなく他の都道府県でも市町村役場の無料法律相談で弁護士を派遣しているはず。他の公害審査会の委員の中にも市民相談に関

<sup>1</sup> 公害等調整委員会設立50周年記念特設サイト

URL : [https://www.soumu.go.jp/kouchoi/50th\\_anniversary.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/50th_anniversary.html)

公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム「50年を迎える公害等調整委員会」第2回パネルディスカッション(1)：公害紛争処理制度の現状及び課題において、静岡県公害審査会会長 松田康太郎氏より藤枝市のよろず相談の取組について紹介があった。その内容は機関誌「ちょうせい」第111号（令和4年11月）に掲載。



与している弁護士は多いと思います。そこで連携を図ると効果的なのかもしれません。

また、静岡県弁護士会には公害対策・環境保全委員会がありますが、静岡県公害審査会との連携はしていません。ここでも連携を図ることができれば、さらに効果的かもしれません。

**橋本** 公害紛争処理制度は、色々な主体が関わっています。市民はどこに相談してもいいわけです。自治体の苦情相談窓口に行ってもいいですし。公調委の申請相談ダイヤルに相談する方もいます。直接、公害審査会や公調委に申請しても結構です。また、司法的解決に行ってもいいわけです。今は、市民の相談先それぞれに公害紛争処理制度があるということが知れ渡っているとは言えないと感じており、引き続き制度を周知する必要があると思っています。

**“自分の問題が法律的に解決できるのか分からないという方がいるわけです。そもそも相談していいのかということ自体、迷っている方が沢山いるわけですね。”**

**松田氏** 私は公調委のホームページの整備には感心しています。4年くらい前は見にくかったですし、情報量というか、市民が見ると表現が堅すぎて理解しづらいところがありました。今もまだまだ改善できる箇所はあると思いますが、それにしてもホームページは改善されてきていて、情報提供の流れとしてはいいと思います。結局、ある程度理解力のある方は、公調委のホームページを見ると、この問題についてはこういった方式があるのだということが分かるようにはなっています。

藤枝市のよろず相談でもそうですが、自分の問題が法律的に解決できるのか分からないという方がいるわけです。そもそも相談していいのかということ自体、迷っている方が沢山いるわけですね。そういう方はホームページを見てもなかなか理解できない面があるので市町村に相談に行くわけです。

今、公調委では自治体の職員を対象にブロック会議を開催して、制度説明や事例を取り上げて意見交換をしているということで、公害苦情相談窓口から公害審査会に上げていく仕組みを取っております。しかし、残念ながら具体的な問題意識をもって参加していないと、こういう問題が来た場合なかなか繋がっていかない。そういう難しさがあって、そこはまだ工夫がいると思います。

**橋本** 今年の6月になりますが、機関誌「ちょうせい」の関係で、自治体の公害苦情相談窓口の担当者に野焼き苦情に関する対応状況についてヒアリング<sup>2</sup>をしました。当事者間でこじれた場合にどこを案内しているのかを聞いたところ、公調委の申請相談ダイヤルを紹介するという方もいましたが、法テラスや市の無料法律相談を案内するという方も多かったように思います。残念ながら、調停・裁定の制度をそもそも知らなかったという職員もいました。そこは引き続き周知をしていく必要がありますが、今後は法テラスにも働きかけていくことが必要と思いました。そういった地道な働きかけを続けることで、少しずつ公害紛争処理制度の認知度が上がり、利用が促進されていく仕組みが作れればと考えています。

---

<sup>2</sup> 大気汚染の苦情受付件数に関する自治体ヒアリングを通して得られた「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向、特徴及び今後の課題の内容は、機関誌「ちょうせい」第115号(令和5年11月)掲載の誌上セミナー「大気汚染について」第3回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向（前編）及び本号掲載の誌上セミナー「大気汚染について」第4回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向（後編）を参照。

**松田氏** 今の話ですが、法テラスの事務方が把握していても、結局、相談を担当する法テラスの弁護士が公害紛争処理制度を知っていないと駄目だと思います。中には、相談メモを見て、2回目、3回目に相談に来たときに、担当の弁護士に「実はこんな制度があるみたいです」と助言する事務員もいるかもしれませんが、ほとんどは言わないと思います。そこは弁護士が知っていないといけない。公調委では弁護士会に対する研修も行っていますよね。

**橋本** 弁護士会へはこちらからプッシュ型ではなく、依頼があれば研修会に裁判官出身の審査官を講師として派遣するというやり方をしています。

*“公調委から積極的に弁護士会にアプローチしていくスタンスが必要かもしれません。”*

**松田氏** なるほど。日弁連も研修のコンテンツをいろいろと作って会員向けにサービスを無料で提供しているのですね。そういう中で公害紛争処理制度についてやるというのは手段としてあります。ただ、静岡県弁護士会の会員を見ると、そういう研修を熱心に受ける方が少ない。また、WEBだと不思議と身に付かないところがある。ライブで聞くのと違ってWEBだと「忙しいからいいか」と簡単に考えがちなところがあると思います。

弁護士会には日弁連のコンテンツとして提供するやり方もありますが、単位弁護士会に売り込んでいくのも選択肢としてあると思います。例えば日弁連交通事故相談センターというのがありまして、年に何箇所か巡回研修というのをやっています。同センターから打診があると弁護士会の執行部が研修の機会を設けます。ですから、公調委としても弁護士会から依頼があればやりますだけでは、恐らく積極的にやろうという弁護士会は少ないと思います。弁護士

会の運営は、我々弁護士がほぼ無償でやっています。仕事が増えて得することはあまりないので、あえて作らないですね。会長としてその問題に特別な問題意識を持っていれば別ですが、公調委から積極的に弁護士会にアプローチしていくスタンスが必要かもしれません。

**橋本** 公調委では毎年、日弁連の会長と各県の弁護士会会長宛てに通知を発出しています。研修会の講師派遣は依頼があればということでやっています。通知には記載しているものの、依頼の状況からするとなかなか見てもらえていないのかもしれないかもしれません。また、届いたとしても環境委員会で受けることが多いと聞いたことがあります。先日、公調委内で意見交換をしたとき、環境委員会ではない弁護士にいかにも知ってもらっても考える必要があるという意見もありました。公害審査会にはどこも弁護士の委員がいますので、各公害審査会から県の弁護士会に何らか働きかけてもらって、公調委から講師を派遣するといった公害審査会を通した働きかけをしてもらえるといいのではないかと思います。そういったこともあり、弁護士会への働きかけについてもご意見を伺いたいと考えていました。

**松田氏** 問題意識が高い人だとそういうことはできるかもしれませんが、私は今までやってきませんでした。それはなぜかということだと思えます。公調委から県に「こういう企画をやりたいけれども」と「公害審査会の委員になっている弁護士を通して県の弁護士にそういう話を持ちかけてもらえないか」と言われれば、私なら「それでは、やりますか」という動きになるけれど、そういう動きがない中で私が進んで「そういうのをやりませんか」というのもなかなか動きづらいところがあります。

それから、弁護士会では通知が届いても流してしまうかもしれないですね。弁護士会の文書というものは、静岡県弁護士会の場合だと、事務局長が執行部に見せるべき書類かどうか、事務局で処理してしまうかどうか、いろいろあります。会長の性格にもよりますが、細かい人だとチェックする場合もあるし、「こういうのが届いています」と聞いて、「では、お任せで処理しておいて」で終わっちゃう人もいますし、会長の個性にもよるところがあります。だから、大部分は通知するだけだと組織的にはそれ以上は進まないと思います。何かアクションが必要です。やってみませんか程度だと都道府県は動かなくて、巡回研修で周りたいのですけどというくらいでないと思目だと思います。年に2箇所くらい実施しても何年もかかるのでなかなか難しいところはありますが。

**橋本** 巡回研修をしますと言って、協力を依頼するということですね。

**松田氏** そうです。そうじゃないと多分動いていけないと思います。そのときに県の職員と地元の弁護士会の方とか、誰に声をかけてほしいのか対象者を特定することが大切です。そうしないと、運営する側がどのように運営してよいか迷ってしまう。公務員の方は、そういうところを真剣に悩んでしまうので、依頼する側である程度の仕組み、枠組みを作ってあげたほうが楽に進めることができます。公務員の方は能力が高い人が多いので、こういう枠組みでこういうふうにやってくれませんか頼めば、パッとできると思いますが、巡回研修をやりたいのですがそちらで設営してくれませんか漠然とした内容で依頼すると、「どのように設営したらよいのか」、「参加対象者としてどの程度に声をかけたらよいのか」と、そういうことを真剣に悩んでしまう方が多いと思います。だから、

枠組みを作って提案しないと実際動かないと思います。

**橋本** ある程度枠組みを示してあげないと受け手としても動きづらいということは、今の話でよく分かりました。

**松田氏** だから、1つは県の公害審査会の事務局とコミュニケーションを常時とするような形があるといいですね。研修の企画に積極的に取り組んでくれそうな人に、「1回試しにやってみてはどうですか。」と提案してみて、実際に1回やってみて問題点がないかを探って徐々に制度化していく。そういう流れが一番いいのでしょうね。

今はなかなかコミュニケーションをとる機会がないから県との繋がりがありませんよね。年に1回会うくらいだと、さしたる交流もなく終わってしまう。それ以上となると、お忙しいので大変でしょうけれど。人と人との間でやらないとそういうことは上手くいかないかもしれないですね。

**橋本** 公調委ができて50年経ちました。公調委、公害審査会、公害苦情相談窓口、それぞれが公害紛争処理制度で取り組んでいます。受付事件の件数を増やそうと思っているわけではありませんが、困っている方が取り残されたままになっていないか、そういった方がいれば制度の中で拾えるよう、これからできることは何だろうかと、それぞれの主体に働きかけて取組を考えてもらうことも大事なのではないかと考えています。

**“弁護士、特に公害問題を普段扱っていない弁護士が相談の中でどれだけ拾えるかというのは確かに重要です。”**

**松田氏** 先ほどの指摘は大事だと思います。弁

護士、特に公害問題を普段扱っていない弁護士が相談の中でどれだけ拾えるかというのは確かに重要です。そういった弁護士に届ける仕組み、それは日弁連の研修でコンテンツを作りたいたとアプローチする方法もありますが、やはり県の弁護士会に声をかけてもらって研修会をやっていくことも検討した方が良いと思います。生の講義だと少なからず参加すると思います。ただ、WEBだけの研修だとほとんど参加者がいないと思います。

もう1つは、50周年のシンポジウムで、パネルディスカッションでも言及しましたが、公害とは何かという問題がありますよね。典型7公害を国としては公害として扱いますが、今はそれに当てはまらない問題がたくさんあります。そういうのを拾っていくのかどうかという選択があります。今は多くが近隣トラブル、生活トラブルになっているけれども、その中で公害に該当しないけれども対応した方がいよねということで仕組みを見直すかどうかです。50周年のシンポジウムでも申し上げましたが、それができるのは公調委しかないだろうと思っています。ただ、橋本さんが話されたように、ただ件数を上げたい訳ではないということであれば、そこまではやる必要はないと思います。現実に困っている人の問題について、弁護士としても何かお役に立ちたいけれども裁判には余り馴染まない問題については、やはり受け難いです。枠組みがあると受け易くなりますから、希望としては新たな公害分野として解決の準則を提示してもらいたいということはありません。また、現に困っている人がいる場合でも、困っている人の相手方が悪いかというと、必ずしもそうとも言うことができない。なかなか難しい問題もあります。

**橋本** 公害審査会が果たしている役割、それが公害審査会の特性にもなるわけですけども。

改めて公害審査会の役割、静岡県公害審査会に限定してということでも構いませんので、こういった特性、意義があると思われませんか。

**“当事者としては対決しているのではないというイメージを持ちやすいのと、司法以外の専門家による知識を借りることで話し合いを促進できる。端的にいうとそこがメリットだろうなと思います。”**

**松田氏** そうですね。公害審査会の特徴ですが、まず、裁判所ではなく行政機関が関与するものであるということが挙げられます。裁判所というどうしても一般の方は対決というイメージがあります。行政はあくまでも中立的なイメージで、より紛争性の高くないところでやれるというのがまずメリットです。

それから弁護士や裁判官といった法曹関係者だけではなく、公害問題の専門家とか、衛生問題の専門家とかが調停委員として関与できる仕組みだということがあります。弁護士とか裁判官だと司法的判断で硬直的な結論になりがちなところを柔軟な提案を受けたりします。実際、私が関与した事件でもそういうことがありました。やはり司法関係者だけではない、公害関連問題の専門家が最初から入っているということで、話し合いによる幅広い解決が促進されるイメージを持っています。

当事者としては対決しているのではないというイメージを持ちやすいのと、司法以外の専門家による知識を借りることで話し合いを促進できる。端的にいうとそこがメリットだろうなと思います。

**橋本** 公害苦情は、最初は市の公害苦情相談窓口で対応しますよね。そこで当事者同士で対立みたいになる場合が出てきます。まずは市の職員が間に入ってメッセンジャー的に動きますが、ケースによっては加害者のほうも「じゃあ、

## 特集

どうすればいいの？」となることもあります。そこで当事者が歩み寄る余地があるときにこの調停という制度が使えると思うということを50周年のシンポジウムでご発言いただきました。

**松田氏** そういうことですね。司法だと「お金を払え」とか「やめろ」とか。そういう端的な結論しかない中で、「こういうふうに工夫すれば騒音をもっと和らげることができる可能性がある」というアドバイスがあります。弁護士は騒音の軽減の仕方や方策について知識はありません。そういうことを知っている方が調停委員会の中で一緒にやると方向性が柔軟になり、解決の幅が広がると思います。そこがすごくいいんですね。

**橋本** 実際に採れる対策があれば、お金の費用負担の問題を調停委員が間に入って上手くやればまとまるのでしょうか。

**松田氏** お互いに出し合うという柔軟な解決もできると思います。

**橋本** それが裁判だと難しいというか、なかなかそこに持っていきません。

**松田氏** そうですね。持っていきませんよね。騒音を出しているところに対して責任があるよって言えるケースもありますが、それはその人だけが悪いわけではないでしょとかね。そういう事案も多い中で解決ができるというのはやはり公害審査会の調停のいいところですよ。

**橋本** こういったことは、市の職員の皆様にも知っていただきたいですね。公害紛争処理制度は、苦情処理によって解決できない公害紛争を処理するために都道府県に公害審査会、国に公害等調整委員会を置いているわけです。「今、当

事者間でこじれていますので。じゃあ、一度県に相談してみようか」と。

*“客観的なデータが取れない状態で議論するよりも、客観的なデータに基づいて議論した方がやはり話し合いはスムーズに行きます。納得感が違います。国の基準だとかようになっていて、現状はこうでというエビデンスに基づいた議論でなければ感情論だけになってしまいます。”*

**松田氏** それから、典型7公害の中でも騒音、振動の相談が多いのですが、静岡県では騒音、振動の測定器を持っています。市も持っているケースは多いですが、測定の方法もある程度、経験を積んで知識を持った方が職員にいらっしゃるので、ある程度客観的なデータが取りやすいと思います。客観的なデータが取れない状態で議論するよりも、客観的なデータに基づいて議論した方がやはり話し合いはスムーズに行きます。納得感が違います。国の基準だとかようになっていて、現状はこうでというエビデンスに基づいた議論でなければ感情論だけになってしまいます。

弁護士の場合は、相談が来ると、騒音や振動などの専門業者に頼むかどうか、しかし、頼むとお金かかってしまうといった発想になってしまいがちです。測定結果に基づいて話し合いを進めやすくするという方策があるんですよ。そこもいいですよ。

**橋本** 測定の結果、基準値を超えていないことも多いと思います。でも、基準値を超えていなくても、被害があるから何とかしてほしいと言われたときに、裁判よりも調停のほうが加害者側には言いやすいですよ。

**松田氏** そのとおりです。

**橋本** そういった事案を市で抱えている場合

には、是非、都道府県の公害審査会の調停の利用を案内してほしいと思います。私自身、広報担当のほかに申請相談の対応で、日々、電話とメールで公害に関する相談を受けています。公調委の申請相談ダイヤルの認知経路としては、インターネットの検索サイトが多いです。例えば「騒音 困った 悩み」といったキーワードで検索をすると上位に公調委のWEBサイトが表示されるので、ホームページを見て電話をしましたと。もう1つが市に相談しました。でも、改善されません。市の職員から公調委のリーフレットをもらったので電話しました。あるいは公調委を案内してもらいましたと。一般の方の認知の仕組み自体は整ってきていると感じています。検索すれば出てきます。市でも紹介してもらえるということになっています。

そこでお伺いしたいのですが、公害紛争処理制度と法律相談、裁判の違いといったところを分かりやすく伝えるとしたらどう伝えますでしょうか。

**松田氏** すごく難しい問題ですね。

**橋本** 松田会長は公害審査会と法律相談を両方ご担当されていますが、違いはありますかでしょうか。

**松田氏** 私は、公害問題だったらとりあえず公害審査会を勧めると思います。何故かというと、まず費用がかからない。申し立て費用もそうなのですが、公害問題を訴訟にする場合、弁護士を付けないと絶対に無理です。訴訟を本人で行うという本人訴訟は、事件類型によっては可能です。能力がある人でしたら自分でできてしまう類型もあります。けれども、公害問題は弁護士のスキルがないと訴訟が提起できない。非常に難しい。そういった意味で弁護士費用がかかります。

それから弁護士が受けるとしてもそれが騒

音問題で基準値の範囲内なのかとか、その判断ができないので専門業者に見てもらう必要があります。そこでも費用がかかるし手間もかかるという問題が出てきてしまう。それなので、とりあえずは公害審査会で話合いという前提でやってもらって、それでも駄目なら、そこで調停の中で、訴訟に耐えられるかどうかという判断材料も弁護士としてもらえるわけですね。訴訟に耐えられるか耐えられないかっていうのは、これは国の法律に違反しているかどうかしかないので。そこしかないので。そこはクリアできるのかどうかかっていうのは、やりながら分かっていくというところがあります。弁護士が付くとしても、やはり最初は公害審査会でやったほうがいいのではないかと思います。

ただ、相談してきた方にどう紹介しますかというときに、弁護士を紹介しても弁護士が公害紛争処理制度を知らないのとどり着けないので、そこが先ほど話したこととつながると思うんですけど、弁護士がこういう制度をよく知っているという前提だったら、弁護士に直接相談に行った方がいいということになりますし、弁護士の中で周知が図られていないのであれば、直接、公害審査会の方に申し立てていくということになるのではないのでしょうか。

**橋本** 続いて解決の考え方について伺います。公調委には公害苦情相談アドバイザーがいます。公害苦情相談の経験のある自治体OBあるいは現役の職員の方なのですが、あるアドバイザーの方からこうすれば解決というものではなく、相談者本人に納得してもらえるまで考え続けることが公害苦情相談の仕事だと聞きました。「白黒はっきりしないんだ」、「加害者側も悪いわけじゃないこともある」、「でも相談者が納得しない限りは苦情が続く」ということでした。公害苦情に対する調停も恐らく同じ要素があると思います。訴訟と調停を比較したときに、

## 特集

それぞれ解決の考え方についてどういった違いがあるのかというところをお伺いさせていただきます。

**“裁判の場合は、要はある判決、例えば金銭的な賠償とか、操業停止とか、そういった結果に向けて原告側が主張立証を組み立てなければならない。”**

**松田氏** 裁判の場合は、要はある判決、例えば金銭的な賠償とか、操業停止とか、そういった結果に向けて原告側が主張立証を組み立てなければならない。それで、「あなた、これどうですか。」と、聞かされたくもないことを聞かれてしまうのです。苦しんでいるのにね。そんなことも言わなくては駄目なのかということも言わなければならない。そういう苦しみもあります。

調停のいいところは、結局、困っている方は共感してくれるとか、話を聞いてくれるとか、これでかなりの部分で心が和らぐところがあります。私も簡易裁判所の調停委員をやっています、調停委員のやり方ってすごく重要だなと思います。その際に気をつけていることは、できるだけ法的評価に基づく判断は提供しないことです。どういうことかという、「これは訴訟だとこうなってしまいますよね」とその枠組みだけで判断してしまうと、突き放されたというイメージを持ってしまう方が多い。そうではなくて、「あなたはこういうことを言いたいのですね」、「そういうところが困っているのですね」、と聞いてあげて、「この場合は相手方がこうで、だからちょっとなかなかこういう解決は難しいと思います」と言ってあげると、大満足ではないけれども多少心が和らぐところがあると思います。そういったところが調停のいいところですよ。訴訟と比較すると、調停ではそういうところが評価されると思います。なかなか良い制度だと私は思います。

**橋本** 公害苦情もまずは話を聞くというところで、相談したことで相談者の方が相談する前とは気分が変わっているケースが沢山あるかもしれません。

**松田氏** 現場の職員の方々は本当に大変だと思います。真面目な方が多いので、ちゃんと話を聞いてくれますし。

**橋本** 現地にも行きますし。

**松田氏** 静岡県の公害審査会も、私の事件を担当してくれた事務局の方は、何回も調停申請の前に相談の段階で現地に赴いています。それで、こういう状況でしたと委員に教えてくれます。そういう意味で来てくれたことに困っている方が喜びを感じるところはあると思います。その意味でも公害審査会はなかなか良いのではないかなと思います。

**橋本** 最近、臨床心理師の方の本を読んだのですが、抱えている悩みをどうするかというとき、スッキリさせるというのと、モヤモヤした状態を抱えたまま、それを受け入れるという、補助線を引くと2つあるということが書いてありました。モヤモヤをスッキリさせないで抱え続けます。そのモヤモヤを受け入れるまで、納得するまでには時間がかかるんですけども、この本を読んでいるときに、公害苦情相談で職員の皆さんが時間をかけてやれることを尽くしてくれていることで、当初の状況とは変わってはいないけれども、相談者はモヤモヤを受け入れられるようになることもあるのではないかなと思いました。

**松田氏** おっしゃるとおりですね。分析的に言っていただくとそういうことですね。結果が良ければそれに越したことはないのですが、必ずしもみんなの期待に添える結果になるとは限

らないのでね。少なくともそういったところで精神的に楽になっている方もいるのではないかと考えています。

**橋本** 解決に限らずに、まずやれることを尽くすというのが1つですよ。それで公害審査会の委員の方もそれを踏まえて話を聞いて、「では、こういうやり方があるんじゃないか」と一緒に悩んであげる、考えてあげることが調停のいいところだということですかね。

**松田氏** そうですね。そのとおりです。

**橋本** 続いて藤枝市のよろず相談についてお伺いいたします。よろず相談自体は50周年のシンポジウムで話をいただいているので中身は理解しているんですけども、松田会長が関与された経緯や公害審査会と藤枝市の関係を考えてときによろず相談が果たしている役割について、コメントをいただきたいと思います。

**松田氏** 私がなぜ関与しているかですが、元々法律相談を持っていた自治体もありますけれども、無かった自治体も結構ありまして。昭和の終わり頃か平成の初め頃に、静岡県弁護士会の中部的話に限ってということになりますが、困っている人のために弁護士相談を無料で提供したいと各市町村や商工会議所などに働きかけて法律センターというのを作りました。弁護士会が関与して弁護士を相談員として派遣するのですが、藤枝市の場合は元々弁護士会の活動とは関係なく法律相談とよろず相談というのを設けていました。どちらの担当弁護士も藤枝市に関連する人とかに声をかけてやっていたのです。たまたま私が弁護士登録をしたときに代わってくれて言われて、私も藤枝市役所の仕事を是非ともやりたいと思っていたので、それでお受けしたという経緯です。よろず相談に関与したというのはたまたまです。

**橋本** 縁あってということですね。

**松田氏** ええ。それで公害の関係で言うと、静岡県の公害審査会の委員になるまで公害問題をそれほど扱ったことがなかったんです。私の事件の相手方が当時の静岡県公害審査会の会長をやっていたことがあって、公害紛争処理制度があるというのを裁判のときに知りました。具体的に静岡県公害審査会の委員になるまで、ほとんど公害とは関わりがありませんでした。本当にたまたまなのです。

ただ、公害審査会の委員になって公害審査会の制度っていう素晴らしい制度があると知ったので、よろず相談に来た相談者に適用可能性があると判断すれば紹介する。よろず相談って“よろず”と書いてあるとおりに法律相談だけじゃなくて、困りごとがあった場合、まずはそこに来てくださいっていう制度設計なのです。今は、いろいろと他にも専門相談ができたし、事務局の方も相談類型について知識がついてきたので、こういう悩みはこの窓口と割り振っているものですから、よろず相談の相談件数は総体としては減っていますけれども、「これって相談していいの?」「どこに相談したらいいの?」「どういう形で相談していいの?」という方には好評なわけですね。それで、相談を聞いて「これは公害問題としては扱えるかもしれない」と思ったら、公害紛争処理制度の中で処理することですね。

**橋本** クリティカルにこの悩みはこの相談窓口だということが分からなくても、とりあえずここに相談してみてくださいと言える窓口があるといいですね。

**松田氏** そうなのです。これって「法律問題なの?」、「市のサービスの問題なの?」とかあるじゃないですか。よろず相談に来る人の中には、生活保護の関係、母子手当の関係とか、弁護士

## 特集

は知らないけれども担当になっている行政相談委員の方達には知識があるので、そういう割り振りができるのがいいところなのです。

**橋本** 私が藤枝市に聞いたところでは、日によって30分とか1時間とか並んで待ってもらうこともあるとのことでした。すごくニーズがありますね。

**松田氏** このよろず相談でもそうなのですが、話を聞いてもらうことである程度解決してしまう人もいます。藤枝市の場合、法律相談は少し短めで枠が20分なのです。20分だと事情を聞いて弁護士が回答してそれで終わり。弁護士もあまりスキルが高くないと20分で終わらない。そういう感じですけども、よろず相談は30分から40分あるので、喋りたい方には十分な時間があります。相談者は同じことを何回も何回も言いたい。その人はそれが言いたいことなのです。それを聞いてもらえたことで、ある程度溜飲を下げるところがあります。

**橋本** 同じことを繰り返すということは、それを言いたい、聞いてほしいということなのです。よろず相談は二人一組で相談対応に当たっているのですよね。

**松田氏** そうですね。行政相談委員や民生委員、それから人権擁護委員が二人一組になります。そういった人達に加えて我々弁護士が対応しています。皆さんいろいろな知識をお持ちです。民生委員だったら生活保護に繋げるような知識がありますし。そういう意味では、私が知らないことに関して質問がきますが、皆さんが回答してくれます。よろず相談はとてもいい制度だとは思っています。

**橋本** 藤枝市のよろず相談が果たしている役割は、公害審査会の特質をよく分かっている松

田会長が対応しているので、ふさわしい相談があれば公害審査会を紹介することができる。その先を紹介できるということに意義があるということでしょうか。

**松田氏** そうですね。そういう意味で意義があると思います。

**橋本** 関連で県の公害審査会を紹介する相談にはどういったものがあるのでしょうか。当事者間でこじれているもので典型7公害に該当すれば公害審査会を案内しているのでしょうか。

**松田氏** 私は基本的に典型7公害であれば公害審査会を勧めています。紛争が発生している場合はもちろんですが、潜在的な場合もあると考えています。近隣住民でお互い協力していきたいけれども、なかなか解決の糸口が見つからないといったケースも有り得ます。記憶している相談としては該当するものはありませんが、そういったものでも公害審査会を案内すると思います。

先ほどお答えしましたけれども、やはりある程度知識のない弁護士に相談を持っていってもそこで終わってしまう。無駄になってしまうかもしれない。その知識が上がってくれば弁護士に紹介するというのは選択肢になってくると思いますが、今のところは全て公害審査会を勧めるという感じです。

**橋本** まずは調停に持っていき、その後でも裁判はできますよね。

**“行政を使った制度というのは印象がソフトであるということですね。そこが結構重要なのです。日本人は紛争を嫌いますから。”**

**松田氏** しかも、行政を使った制度というのは印象がソフトであるということですね。そこが

結構重要なのです。日本人は紛争を嫌いますから。紛争の当事者になったというだけで、周りからあの人は紛争を抱えているらしいと、そういう評価になってしまいます。

**橋本** そうですね。特に近隣問題だと当事者はそこに住み続けたいといけませんし、近所の評判もありますよね。

**松田氏** 私は島田簡易裁判所の調停委員もやっています。その中で公害問題ではありませんが、隣の家の小学生の子どもが昼間に遊んでいる音がうるさいという問題がありました。これらは、公害審査会には持っていくのは難しいなと思います。

典型7公害に当たるかどうか。当たる可能性があると思えば、とりあえず公害審査会を紹介するようなイメージです。公害審査会で話合いの場を設けることはやはりいいことなのでしょうね。裁判所を使うと「何だ、お前訴えるのか」みたいなこともありますし。調停でもそういう捉え方をされる方もいるので。公害審査会がいいかもしれないですね。

**橋本** 続いて、市民の相談を公害審査会に繋ぐ仕組みというまでのものではないとしても、松田会長ご自身が藤枝市のよろず相談に参加されて、ふさわしい相談があれば公害審査会を紹介しているということは、他の公害審査会の委員、特に着任したばかりの方には参考になると思っています。市民の相談を公調委や公害審査会に繋ぐための取組が他にもありましたらお伺いしたいのと、他の市で参考になる取組をご存じでしたら教えていただきたいと思います。

**松田氏** 難しいですね。特に私が申し上げたこと以外に取り組んでいることはありません。あるとすれば公調委の職員による説明会を弁護士会でやるとすれば繋ぐことはできます。ただ、

なかなか難しいのは、私は静岡県公害審査会の会長ですけれども、県の職員の負担になるようなことはなかなかできません。その県の公害審査会の会長として弁護士会に申し入れることを仮にするとすると県の組織的な決定をしないといけません。そのための資料作りは個人では重荷だと思っています。きっかけがあれば、弁護士会を入れて、県の職員、市町の職員を集めて何か研修会をやるというのはできればいいとは思っています。

**橋本** 制度に関する資料は公調委にあります。全国の弁護士会への通知でも送付している資料もありますし、そういったものを提供することはできます。

**松田氏** 講演の内容は、公調委でしっかりとしたものがあるのでいいですね。ホームページのコンテンツもしっかりとある。ただ、問題はどこで誰が主体になって企画するのかといったところです。そこを静岡県主体にしてやりましょうと私が言えるかというとなかなか言えない。それから、静岡県弁護士会に対して言えるかということ、私は、現在、静岡県弁護士会の役員でも何でもないので難しいです。静岡県弁護士会の役員を知っているので繋げることは不可能ではありませんが、枠組みがないと言いづらいところがあります。例えば、公調委の事務局のどなたかと静岡県で定期的に協議の場を設けて、この人だったら受けてくれそうだなという人に、例えば「静岡県の弁護士とか、市役所、市町村の職員に向けた講演をやりたいんですけれどもどうですかね？」と持ちかけてもらって、担当の人が「じゃあやりましょうか」とならないと、なかなか前に進まないと思います。

**橋本** 公調委主体で進めるというのがいいのですね。静岡県を通して弁護士会を紹介してもらえないか検討してみます。例えば、松田会長

に紹介先はここだよというのを、県を通じて教えてもらって、私が直接コンタクトをします。そして県の方に協力いただきながら場をセッティングして、当日、公調委からも職員を派遣し、審査会の代表としてどなたかにご出席いただいて話をさせていただきみたいな形を作っていけると静岡県職員の負担も軽減が図れますし、少しずつ公害紛争処理制度の認知が浸透していくと思います。

**松田氏** こういうのは雑談をしながら「この人だったらやれそうだな」と探っていく方法がありますよね。今は雑談をする機会がないので、そのきっかけ作りがなかなか大変です。静岡県公害審査会の事務局にコンタクトを取っていただいて、そういうのを探りつつというやり方が一番実現性があると思います。

**橋本** 松田会長ご自身が弁護士であり、今は公害審査会の委員もされていますけれども、そもその活動の原点についてお伺いしたいと思います。

*“人の役に立つにはどうしたらいいかというのを基本に据えて考えていくということが重要だ”* と思います。調停は法律機関によって判断提供するのではなく、「こうしたほうがいい」ではなく、「あなたがしたいことは何ですか？」と丁寧に聞くこと。これは調停だけでなく弁護士の活動全般にそういうところがあるのだろうなと思っています。”

**松田氏** すごく難しいですね。私は理念に燃えて弁護士になったわけではないのでかっこいいことは言えません。ただ、やっていて嬉しいと思うところは、依頼者に喜んでもらえることです。これは何でもそうだと思います。例えば、勝ったら喜んでもらえる、これはもちろんなのですが、負けた場合でも先生に頼んで良

かったと言ってくれる人は少なからずいるんですよ。頼んで良かったと言ってもらえるとそれはかなりのモチベーションになります。

静岡で不動産会社をやっている方の受け売りですが「四求(しぐ)」という言葉があります。褒めてもらいたい、認めてもらいたい、愛してもらいたい、そしてお役に立ちたい。人は誰でもこの4つを求めるところがあるという言葉です。人の役に立ちたいって誰でも思っているという話でした。弁護士というのも仕事をしながらお役に立てるところがあるものですから、そこにやりがいがあると感じているところです。

私は気が短いので被害者の言うことを遮って、「こういうことでしょ」と要約してしまう傾向にありますが、たまには我慢して聞き続けることができます。そうすると依頼者の納得感が得られやすい。そういうことを繰り返すことによって、私が「こうだと思っよ」、「こうしたほうがいいんじゃないの」とアドバイスすると、「ああ、そうかもしれない」と思ってもらえる率が高くなる。

だから、人の役に立つにはどうしたらいいかというのを基本に据えて考えていくということが重要だと思います。調停は法律機関によって判断提供するのではなく、「こうしたほうがいい」ではなく、「あなたがしたいことは何ですか？」と丁寧に聞くこと。これは調停だけでなく弁護士の活動全般にそういうところがあるのだろうなと思っています。

**橋本** ありがとうございます。私は公調委に異動してくるまで公害に知識や関心があったわけではありません。広報担当というポストにいたものですから、じゃあ、自分が貢献できること、できることはなんだろうと考えて、やることをやっています。今はその先に市民の方の悩みがある、悩みの解決に向けて頑張ってい

る職員がいるというところにやりがいを感じています。

**松田氏** そうですね。その中で生きるしかないので、困っている人がいれば助けたいって思うことは重要なことかなと思います。

**橋本** 相談業務や調停に関しても、人の話を聞くことが大事ですよ。

**松田氏** できるだけ聞いてあげるってことですね。なかなかできないのですが、自慢する訳ではないですけど、別の弁護士に相談したけれども、そこに頼まずに私のところに来てくれる方がいます。合う、合わないの問題があるので、私のところに来る理由は単純ではありません。私は、そういう中で、結構厳しめなアドバイスをしますが、「分かりやすく説明してくれた」と評価してくれる方もいます。真摯に聞いて、良いことばかりを言うのではなくて、かなり厳しいことを最初から言うてしまうのですが、そういうところで評価いただける場合もあります。簡単に言うと誠実に対応するということなのですが、そういった姿勢は今後もとっていきたいと思っています。信頼は重要なものですから、相手にも信頼してもらえようかな処理をしていくというのは心がけています。

**橋本** 今後の審査会の在り方について話を伺いたいのですが。公害審査会がその特性を活かして事件を処理するためにはどうしたらいいかを考えると、公害審査会だけの問題じゃなくて、周囲との連携が出てくると私としては思っています。市町村との関係だったり、それは公害苦情相談だけでなく、藤枝市のよろず相談のような行政相談が様々ありますけれども、そういったところの相談の中からどう吸い上げていくかというのが1つあると思います。

**松田氏** やはり市町で人材に限りがある中で、公害問題にリソースを割くという決断をトップがするかどうかの問題ではあると思うんですよね。だからそれはもう首長の考え次第になります。多分、専任ではなくて兼任がほとんどですよ。そういう中でどれだけ担当の方達が自分の仕事として、そういうものを吸い上げようと思うかということもかなり大きいと思います。県と市町が定期的な懇談会を持つことができればいいと思いますけれども、職員の負担になるものですから、なかなか難しいですね。

**橋本** まずは場を持つということですね。県独自でやっているところもありますけれども、今日、明日（令和5年11月30日、12月1日）と静岡でブロック会議をやっていますので、そういった場も活用してということですね。

**松田氏** そうですね。そういう場で静岡県、静岡市が中心になって市町の担当者と懇談会を、形だけでなく身になるような懇談会をね。お互いの担当者が知り合って電話相談ができるだとか、そういった関係を築ける懇談会ができれば一番いいのだろうなと思います。

**橋本** 現場で問題を抱えないで、横の繋がりや相談できる場所があると先に進むきっかけになるんじゃないかということですね。

**松田氏** 市は県に相談して、県は国に相談してと、そういうシステムにならざるを得ないですよ。ならざるを得ないから気軽に相談できるようなネットワーク作りがあると良いと思います。

**橋本** そうですね。システムとしてネットワークができると思います。職員も異動で変わっていきますし、仕組みがないと。人に左右

## 特集

---

されるのが一番良くありませんので。

**松田氏** そうですね。

**橋本** 続いて、今日のテーマになってしまいましたけれども弁護士会への周知について、誰がどう働きかけるかというところですが、公害審査会から弁護士会への働きかけについて何ができるかというところですが。

**松田氏** コンテンツは公調委にあるのでそこは問題ないですが、公害審査会から弁護士会に持っていくには何か枠組みがないとできませんよね。

**橋本** 枠組み作りを公調委ですること、公害審査会や県の事務局職員も動きやすいと。

**松田氏** 「事実上、こういう研修があるのですが、どうですか？」と言われれば弁護士会の特定の人に伝えていくことはできると思います。

**橋本** 関連で法テラスも、法テラスの地方事務所の職員ではなく、法テラスに所属している弁護士に知ってもらうことが必要ということですね。

**松田氏** それはニアリーイコールですね。法テラスの問題も静岡県弁護士会の会員に対する問題も。地方だとほぼ若手は法テラスを登録しているのです。

**橋本** 法テラスには、コールセンターのスタッフへの周知も考えていかないといけないと思っています。仙台にあるようなので制度説明に行こうかと考えています。これは法テラスとも調整しないとイケませんが。

**松田氏** それは重要ですね。割り振りの担当者も知っていないと駄目ですね。

**橋本** 最後の質問です。静岡県の相談業務に関わっている職員、藤枝市のよろず相談も含めて、職員の方へのメッセージをいただけないでしょうか。

**松田氏** 地方公共団体の相談業務に携わっている方は、困っている市民の方達が最初に接触するファーストコンタクトをする方達ですから、非常に重要な役割だと思います。適正な知識を持つことによって、その問題を解決に導ける可能性があるものですから、基礎知識を持っていただくということと、丁寧な対応をしていただくということを中心掛けていただきたいと思います。

**橋本** ありがとうございます。現場の担当者も考えが一人一人違うと思いますので、少しずつこういうことをしていきたいと思っています。私自身も関係者がどう考えているのかということが分からないものですから。オンラインもいいのですが、直にこうして話ができる相手との言いたいことや状況がよく分かります。本日は取材へのご協力に感謝いたします。

**松田氏** 何か協力できることがあればご相談してください。

**橋本** 本日はお忙しい中、お時間をいただき誠にありがとうございました。

## 大気汚染について

### 第4回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向 （後編）

公害等調整委員会事務局

今年度の誌上セミナーは大気汚染をテーマに連載しています。第4回は、第3回に引き続き、第2回で取り上げた「大気汚染に関する苦情の現状」の執筆に当たって実施した大気汚染の苦情受付件数に関する自治体ヒアリングを通して得られた「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向、特徴及び今後の課題について紹介します。

#### II. 今後の課題

野焼きの苦情に関して、課題がどこにあると思われるかを伺いました。ヒアリングで得られた内容は以下のとおりです。

（ヒアリングで確認した事項）

野焼きの苦情に関して、課題はどこにあると思いますか。

例えば、

- 野外焼却の原則禁止に対する市民の認識不足が課題（広報・啓発）
  - 農家の稲わらの処分に関する費用負担が問題（予算）
  - これまで野焼きを当たり前に行っていた世代が一定程度おり、規制上問題がないために一定程度苦情が発生してしまう
  - 人口が増え、これまで田畑だったところが住宅地になっているため苦情が減らない
- など、現場担当者の感触でも構わないので、何が課題になっていると思われるかを聞かせてください。

#### 1. 広報啓発の課題

##### （1）広報啓発の実施例

- 年配の方、周辺部の方は、野外焼却禁止について認識不足がある。市では広報誌を月に2回発行しており、野焼きの禁止について月に1回掲載して啓発している。市のHPにも掲載している。また、防災無線放送を利用した警察署からのお知らせとして、野焼き禁止の放送を月に1回放送している。
- 現地調査で行為者に接触できた場合は、市独自の啓発資料、A4両面のものを行為者に渡して指導している。

- 農家であれば燃やしていいという認識を持っている方もいる。適用除外であっても、生活環境に支障があれば駄目だということを広報誌に掲載している。また、チラシの配布とFM放送でも放送している。
- 毎年9月から野焼きが増え始めるので、その時期に町会の回覧で野焼きは禁止されているということをチラシで配布している。配布すると問い合わせがくる。燃やしてはいけないことの認識不足はあると思う。

### 【主なコメント】

- ・年配の方、周辺部の方は、野外焼却禁止について認識不足がある。市では広報誌を月に2回発行している。野焼きの禁止について月に1回掲載して啓発している。市のHPにも掲載している。また、防災無線放送を利用した警察署からのお知らせとして、野焼き禁止の放送を月に1回放送している。これを始めた理由は、農業ビニールを燃やした事案があり、住人で騒ぎになり警察も対応に苦慮した。警察としても放送させてもらいたいということであった。それ以来、今でも月に1回継続して放送してもらっている。野焼きの現場に行くと「放送で流していますよね」と言われることがある。ただ、啓発しても苦情はきている。
- ・現場対応時に啓発をしている。現地調査で行為者に接触できた場合は、市独自の啓発資料、A4両面のものを行為者に渡して指導している。野焼きが廃棄物処理で禁止されていること、苦情があれば行政側が指導すること、適正な処分方法、基準を満たした焼却炉について記載している。
- ・市は農業が盛んである。秋口に稲わら、籾殻、冬は梨関係。農業上やむを得ない焼却であっても、小麦の刈取り前であれば麦わらは燃やさないでください、8月には稲わら、籾殻は燃やさないでください、といったことを広報誌に掲載している。連続して2～3回程度、農政部門と連名で記事を掲載している。小麦の麦わらの焼却はほぼ苦情が入らなくなった。
- ・農家の適用除外の関係に関して、行為者は、やむを得ないものであれば、法律違反には該当しないという認識である。それから農家であれば燃やしていいという認識を持っている方もいる。適用除外であっても、生活環境に支障があれば駄目だということを広報誌に掲載している。また、チラシの配布とFM放送でも放送している。
- ・昔の人はゴミを燃やすのが当たり前の世代。毎年9月から野焼きが増え始めるので、その時期に町会の回覧で野焼きは禁止されているということをチラシで配布している。配布すると問い合わせがくる。反響がある。「燃やしては駄目なのか？」と。燃やしてはいけないことの認識不足はあると思う。
- ・不動産業者が住宅販売する際、農地に近い場合は、パンフレットを渡すなど野焼きについて購入者に告知してもらいたいと思う。今のところは構想段階である。

### (2) 認識不足、認識誤りがある

- 産業廃棄物の野焼きは、そもそも事業者の認識不足。ここ10年ほど厳しい指導を続けていて、取消し件数も減っており浸透しつつある。
- 廃掃法の中で、例外として農業とか林業とかそういったものから出るゴミが明記されている。中途半端にそういうことを知っている人がいる。

- 野外焼却原則禁止に関する認識不足はあると思う。農家は対象外になっているので畑の野焼きは問題ないと思っている。一方、苦情者は、野焼きは一切いけないだろうと申し立てていることが課題。認識不足で苦情が発生している。
- 野外焼却の原則禁止は皆さん知っているが、害虫駆除や肥料にするための焼却について、間違った解釈をしている方もいる。農地であれば枝を燃やしてもいいのだと勘違いしている
- 消防に火入れの申請をすれば、何でも燃やしていいと受け止めている行為者もいる。それで周囲に迷惑をかけているケースもある。
- 行為者は高齢者が多い。昔から野焼きをやっているので違法性の認識不足もあると思う。広報、周知の仕方を今後考えないといけない。

### 【主なコメント】

#### （産業廃棄物）

- ・産業廃棄物の野焼きは、そもそも事業者の認識不足。ここ10年ほど厳しい指導を続けていて、取消し件数も減っており浸透しつつある。建設系の廃棄物の問題、不法投棄、不適正処理は、引き続き、事業者、解体を依頼する方に啓発していく必要がある。

#### （農業）

- ・法律違反ではないにしても、推奨されていないことを理解してもらうには、何かを通じて周知していかないと苦情が減っていかない。
- ・特に農業従事者に対しては線引きが難しい。迷惑防止条例の話をするが、納得されない方もいる。駄目だよという線引きが難しい。
- ・野焼きは法律的に大丈夫なものでも、焼却する時間帯について、洗濯物を干していない時間にしてもらうことや、ゴミは燃やさないということを周知して苦情件数を減らしていきたい。今後、市民向けの広報誌への掲載を検討したい。
- ・廃掃法の中で、例外として農業とか林業とかそういったものから出るゴミが明記されている。中途半端にそういうことを知っている人がいる。「例外には規定されていても、煙が多くて、周囲に迷惑をかけている、周辺の環境を害する場合は例外でも駄目なんですよ」と伝えている。一定数そういう方がいる。例外にしがみついて強く言ってくる方がいる。毎年同じ行為者が野焼きをしているというよりも散らばっている。満遍なく苦情が来ている。前年よりも件数は減っている。
- ・野外焼却原則禁止に関する認識不足はあると思う。農家は対象外になっているので畑の野焼きは問題ないと思っている。一方、苦情者は野焼きは一切いけないだろうと申し立てていることが課題。認識不足で苦情が発生している。市の広報誌を通して、毎年、野焼き禁止の広報を行っているが、それほど掲載スペースがとれないので対象外があることなど詳細に書けない。
- ・原則禁止の認識不足がある。野焼き禁止について広報誌に年1回春に掲載している。原則禁止と書くと「全部駄目なんでしょ？」と思われる方が多い。農業をしている方は、例外規定があるので燃やしている。苦情者は「何で？禁止ではないのか？」と通報がくる。市民の方の認識をどうするかが難しい。例外規定をあえて広報には載せないようにしている。例外規定を載せると野焼きが増えてしまうので、一応禁止として通知している。問い合わせが来たときに、原則なので例外があるということを説明している。例外規定があり、こういうことになっているので、禁止なら全部禁止にして、全て駄

## 誌上セミナー「大気汚染について」

目だと指導できるが、例外規定があると市民の方は納得できない方が多い。

- ・野外焼却の原則禁止は皆さん知っているが、害虫駆除や肥料にするための焼却について、間違った解釈をしている方もいる。農地であれば枝を燃やしてもいいのだと勘違いしている。現場に行くと、自宅で出たゴミを燃やしていることがある。農地で発生しないゴミを燃やしている。行為者は年配の方が多。周囲に配慮が全然できていない。火事と間違ふような煙の時もある。啓発はしているが、例外に関しては伝え方が難しい。そこに関して周知のアプローチが難しい。
- ・消防に火入れの申請をすれば、何でも燃やしていいと受け止めている行為者もいる。それで周囲に迷惑をかけているケースもある。今後は、農政部局、消防との連携の必要性を感じている。
- ・認識不足について、以前 15 年くらい前に今と同じ課にいた頃は、野焼き苦情が今の 5 倍から 10 倍あった。その頃に比べたら今は認識は高まっている。注意しに行っても、禁止されていることを承知の上で野焼きをしている。例外規定も知っている。認識は広まっている。それでも野焼きをする人はするというだけの話。若い人はそういう習慣はない。
- ・農政部局からの有効活用の啓発が少ないと感じている。

(一般ゴミ)

- ・広報啓発は引き続き必要。広報を見て相談される方は増えている。当事者の認識不足が課題。
- ・ゴミ焼却に関しては、駄目だという認識が市民に行き渡っていない。ゴミ焼却をしていても通報が来ない地域であれば、苦情の件数には計上されない。
- ・原則禁止は知っていても少しはいいだろうという人もいる。個人情報関係のゴミ、少しのゴミならいいかなど。そういった人もいるので広報・啓発は必要だと思う。
- ・行為者は高齢者が多い。現役で仕事をされている方はいない。昔から野焼きをやっているので違法性の認識不足もあると思う。広報、周知の仕方を今後考えないといけない。

### (3) その他、広報啓発関係の課題

- 農業行為でやむを得ないものは野焼きの例外扱いであり、なかなか一律禁止というわけにはいかない。ただ苦情としては出るので、農家の意識が変わるようになれば苦情が変わると思う。
- 苦情につながるかどうかは、相談者の考え次第のところがある。広報で周知して、ある程度、野焼きは減っているが頭打ちというところはある。

### 【主なコメント】

(農家の意識、認識)

- ・農家の費用負担の課題については、日々対応している中では分からない。堆肥、肥料にするとか、実際に混ぜてと言う話も聞く。農業行為でやむを得ないものは野焼きの例外扱いであり、なかなか一律禁止というわけにはいかない。ただ苦情としては出るので、農家の意識が変わるようになれば苦情が変わると思う。
- ・高齢者世代は、一定程度、焼却処分というのは、一番、草だとか不要物が無くなる効果の高い処理であると認識している。その認識を変えていただかないと。今後、耕作放棄地が増えていくので、刈った草を燃やしてしまうことも増えていく。本来は、草であってもゴミとして処分するものである。ま

## 第4回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向（後編）

た、自分の農地に土として戻すリサイクルとして認識してもらうことも有効活用できると思う。自分の農地で完結することが、野焼きが減っていく要因になるのではないか。家庭菜園だとか農地でコンポストを用意して、枯れ草とかを堆肥化するとか、土に戻していくことを認識するといったのかなと思う。

（広報で野焼きは減っているが頭打ち）

- ・苦情につながるかどうかは、相談者の考え方次第のところがある。行為者は以前からやっていることだという主張。なかなか改善いただけない部分もある。広報で周知して、ある程度、野焼きは減っているが頭打ちというところはある。

## 2. 処分の課題

### （1）ゴミ回収の実施例

- 民家の野焼きは大きな家でしている。木が多く、手入れでゴミが出てしまう。市では無料で草・枝を収集できるようにしている。どうしても束ねるとか、袋に入れるとか手間を考えると燃やす人が多い。
- 芝の野焼きの臭いの苦情が多かったので、4年前から市で拠点回収している。コンテナを設置し、委託で堆肥化事業を進めている。

### 【主なコメント】

- ・民家の野焼きは大きな家でしている。木が多く、手入れでゴミが出てしまう。市では無料で草・枝を収集できるようにしている。どうしても束ねるとか、袋に入れるとか手間を考えると燃やす人が多い。一般ゴミは有料で収集。資源ゴミは無料で回収している。剪定枝は、資源として活用できる。草はできないが、野焼きの状況からして無料回収している。
- ・芝の野焼きの臭いの苦情が多かったので、平成30年度から市が葉刈芝ストックヤードとして拠点回収している。コンテナを設置し、委託で堆肥化事業を進めている。毎年予算を拡充しながら苦情の多いエリア周辺に拡大中である。

### （2）ゴミの持ち込み、費用負担が課題

- 農業系の残渣物の場合は、市のクリーンセンターに持って行ってほしいと案内している。しかし、クリーンセンターへの持ち込みが大変なので、他に受皿があるといいのではないかと思うがどうしたらよいか分からない。
- 市は集積所に出せる燃えるゴミの量が2つまでと決まっている。草木が多いと処分が困難。ゴミは少量で出す必要がある。処理場に直接持って行ってほしいと言っているが、労力と費用がかかる。
- 市では、処分について一反1,000円の補助をしているが、全然足りないという声もある。
- 処分費用の問題については、確かに農家に指導したら、「それなら市で処分してよ」と言われることもある。市で処分の補助なりができると変わってくるのかもしれない。

### 【主なコメント】

(全般)

- ・農業残渣の処分をどう対応するかが問題である。

(持ち込み関係)

- ・農業系の残渣物の場合は、市のクリーンセンターに持って行ってほしいと案内している。しかし、クリーンセンターへの持ち込みが大変なので、他に受皿があるといいのではないかとは思いますがどうしたらよいか分らない。
- ・農業残渣の処分に手間がかかるというのも課題。集積場へのゴミの搬入は袋詰めが必要。袋詰めして集積場に出す。高齢化で、行為者は車もないので、どう運ばばいいんだと言われる。また、家庭菜園で土地が広い場合は、袋詰めして出さなくてはいけないのかと言われる。大変だから燃やすということになる。処分の仕方が面倒であることが一つ課題なのかなと思う。また、大量にゴミを出す処分する側で間に合わなくなるので袋の量の制限がある。処分が間に合わないという処分に関するところの課題もある。
- ・市は集積所に出せる燃えるゴミの量が2つまでと決まっている。草木が多いと処分が困難。ゴミは少量で出す必要がある。処理場に直接持って行ってほしいと言っているが、労力と費用がかかる。担当が違うが、聞くところによると、一度にゴミを出す車の容量を考えたときに難しい。ルールが守られないゴミが出された場合のこともあるので燃えるごみは2つまでとなっている。
- ・野焼きをする人はゴミ収集所やゴミステーションに持っていくのが大変なので燃やしている。
- ・ゴミ焼きしている方でなかなかゴミの持ち込みに行けない方もいる。家庭ゴミは燃えるゴミで出してほしいと伝えている。有料でゴミとして持ち込んでいる人も多い。周りに家が多く苦情が出ているところではゴミは燃やさないで持ち込んでほしいと話している。
- ・高齢者だと昔はゴミを燃やしてもよかったというのがある。民家の野焼きは高齢者が多い。昔からやっているからいいだろうと。農地と住宅地が密集しているところでは苦情が発生している。民家は裏に山を持っている方がいたりする。ゴミを捨てるにしても持っていくのが大変。土地が多くて広い場合がある。

(費用負担関係)

- ・市では、処分について一反1,000円の補助をしているが、全然足りないという声もある。
- ・処分費用の問題については、確かに農家に指導したら、「それなら市で処分してよ」と言われることもある。市で処分の補助なりができると変わってくるのかもしれない。農家の中でも、果樹の場合はチップにして土に返すことができる。野焼きをしないで対策できる。課は変わるが市で助成している。農業振興の一部として助成もしているので焼かずに処理してほしいと伝えている。
- ・野焼きのシーズン前に農業の広報誌に野焼きの禁止を掲載しているが、周知しても広がらない。稲わら、籾殻を焼かずに処分できる方法を聞いているが、そういうのは昔からやっていない。農家では、お金がかかるのはちょっと…となる。自分たちは前から住んでいて、後から来た人に文句を言われたくない、これがこれまで普通だったのだから、違法ではないのにどうしてやめないといけないのか、と言われる。業者に頼んでもゴミを処分してもらうのは負担。農家の場合は、そういうことがあるので、上手くできる方法は何かないかと思っている。

### （3）処分の課題

- 田畑で採れたものを畑に戻すという考えもあるが、土に戻る物だけではない。例えば、籾殻は炭化させる作業を入れないと土に戻らない。
- わら類は農地に耕して埋め込み、すき込みをするか、畜産用の飼料、餌、といった注意喚起の記事を広報誌に掲載しているが、稲、籾は発生した場所にすき込んだとしても、春の作付け、田んぼでの作業場の支障になる。短期では土に戻らない。
- 梨の剪定枝の処分について、破碎機によりチップ化した枝を畑に還元することができない。剪定した枝に付いた病害虫があるので、これを土壌に還元することができない。チップ化してもその他の活用法が見つからない。破碎機については、梨の生産者の高齢化の問題もある。

#### 【主なコメント】

- ・田畑で採れたものを畑に戻すという考えもあるが、土に戻る物だけではない。例えば、籾殻は炭化させる作業を入れないと土に戻らない。籾は米を守っている外皮。非常に強い。籾があるので米が腐らない。籾殻はそのままでは畑に戻らない。堅い物はそのままでは次の畑に活かせるようなことができない。
- ・わら類は農地に耕して埋め込み、すき込みをするか、畜産用の飼料、餌、といった注意喚起の記事を広報誌に掲載しているが、稲、籾は発生した場所にすき込んだとしても、春の作付け、田んぼでの作業場の支障になる。短期では土に戻らない。春に田んぼを泥状にするが稲、籾が浮いて出てしまう。なかなかすき込みというのも農家の人には面倒な話である。畜産の餌、堆肥の原料としてのリサイクルをやっている方もいるが、大規模農家がリサイクルに回しているので、引き取りの需要がないという話も聞いている。他に処分方法がないと言う方もいる。また、梨の剪定枝の処分については、主に農政担当が指導している。市の果樹組合連合会がチップ化の機械の導入を進めている。10数台の破碎機が稼働しているが、これにも問題がある。破碎機によりチップ化した枝。これを枝が発生した畑には還元することができない。剪定した枝に付いた病害虫があるので、これを土壌に還元することができない。チップ化してもその他の活用法が見つからない。破碎機については、梨の生産者の高齢化の問題もある。補助事業であり自己負担が必要となるので、費用をなかなか捻出できない。導入できたとしても高齢者に操作することは難しい。また音がうるさく騒音の問題もある。産廃処分すればいいのではないかと聞かれるが、産業廃棄物の中間処理施設への持ち込みは理論上可能であるが量が多く、委託料が高額となる。農業収入からすると処分することが難しい。

### 3. 野焼きが当たり前の世代が一定程度いる

- 高齢者は「どうして野焼きがダメなのか？」という意識。意識改革が難しい。
- これまで野焼きをしていた世代が一定程度いるのも課題。規制上問題はあっても、文句を言わない人もいるため行為者の中には問題ないと思っている人もいる。
- 農業従事者は高齢の方が多い。処分方法についてアプローチしているが、そんなのできないと言われる。分かってはいるけれど、自分はこうやって生活してきたということで考えを曲げられない。

○行為者に「この方法で畑を続けてきたのに、今後は維持管理をどうすればいいのか？」と言われる。何か方策があればいいが提案できるものがないので困る。

### 【主なコメント】

- ・高齢者は「どうして野焼きがダメなのか？」という意識。意識改革が難しい。
- ・これまで野焼きをしていた世代が一定程度いるのも課題。規制上問題はあっても、文句を言わない人もいるため行為者の中には問題ないと思っている人もいる。
- ・10年前だとみんな自分の家でゴミを燃やしていた。ただ、ダイオキシンで野焼きは駄目となった。それ以後の人はゴミを燃やすことはない。それ以前の人だと家でゴミを燃やしているのが普通の意識。昔は燃やしてもよかったのにといい人もいる。高齢者だとそういう認識。若い方が畑、田んぼの近くに転居して来ると苦情になりやすい。
- ・実際に指導に行っても、高齢者はそんな法律知らないと言う。何を言っても自分の理論で話を聞いてくれない。実際にどういう害があるのかまで含めて行為者に話さないといけない。
- ・農業従事者は高齢の方が多。処分方法についてアプローチしているが、そんなのできないと言われる。分かってはいるけれど、自分はこうやって生活してきたということで考えを曲げられない。
- ・行為者に「この方法で畑を続けてきたのに、今後は維持管理をどうすればいいのか？」と言われる。何か方策があればいいが提案できるものがないので困る。雑草を燃やすことによって、種まで燃えるので。雑草の抑制になる。農家の技術的問題もある。

## 4. 野焼きを繰り返す行為者がいる

○行為者の方は指導をするとやめてくれる方が多いが、また後日野焼きをしている場合もある。

### 【主なコメント】

- ・行為者の方は指導をするとやめてくれる方が多いが、また後日野焼きをしている場合もある。野焼きは昔から住んでいる方がしている。
- ・行為者にもよるが、市で指導をすると水で消してくれて、ゴミとして捨てるようにすると言う人もいるが、その場では消しても、再度燃やしている方もいる。

## 5. 廃掃法の適用除外の事案の課題

- 公害の担当として難しいところは、野焼きはダメだというのは廃掃法が根拠になるが、一部これはOKという条文がある。グレーゾーンがあるので、行為者に強い指導はできない。お願いになるので、行為者と苦情者の板挟みになる。
- 通報のほとんどは、廃掃法の例外規定に当てはまることが多い。実害がなく煙に反応する市民が多く、煙が上がっていると繰り返し通報が来る。

### 【主なコメント】

（適用除外なので強い指導ができない）

- ・野焼きについては、どこまでいっても農業上やむを得ないに関する解釈の問題。
- ・公害の担当として難しいところは、野焼きはダメだというのは廃掃法が根拠になるが、一部これはOKという条文がある。グレーゾーンがあるので、行為者に強い指導はできない。お願いになるので、行為者と苦情者の板挟みになる。野外焼却について、現場での確な指導ができるように法律を整備してくれると有り難い。
- ・現地に行って野焼きをしているときにやめさせることを強制できる根拠がない。お願いになる。燃やしているのをただ見ているだけになってしまうこともある。禁止なら禁止で、法律で整備してくれると有り難い。法律に野焼きがダメだとは書かれていない。行為者に焚火と言われたら焚火になるのか、例外になるのか、どう対応していいか現場では困っている。明確に指導できる根拠があるといいのかなと思う。
- ・県の生活環境の保全等に関する条例では、屋外焼却に係る例外規定に「農林業者が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う焼却であって軽微なもの」とある。この「軽微なもの」の基準を設けてほしい、といった意見が市町村から挙がることもある。

（実害がないので指導できない）

- ・通報のほとんどは、廃掃法の例外規定に当てはまることが多い。実害がなく煙に反応する市民が多い。現場確認しても例外規定に当てはまっていて、実害もないので、指導もせず。でも煙が上がっていると繰り返し通報が来る。

## 6. 匿名の苦情・通報の課題

○匿名の申立てが多い。法律の規制がかからないところについて行為者に配慮をお願いしたいと伝えると、「誰がそんな苦情を言っているのか」としつこく聞いてきて、地域の関係性が悪くなってしまう。できるだけ匿名でも自分の場所であるとか、具体的に困っていることを伝えてもらいたい。

### 【主なコメント】

（匿名の苦情・通報の問題）

- ・野焼きに限らず、ちょっとしたことで匿名で苦情がくる。自分の主張だけ強い方が多い。
- ・匿名の申立てが多い。法律の規制がかからないところについて行為者に配慮をお願いしたいと伝えると、「誰がそんな苦情を言っているのか」としつこく聞いてくる。一過性で終わらない、地域の関係性が悪くなってしまう。できるだけ匿名の申立ての方にも自分の場所であるとか、具体的に困っていることを伝えてもらいたい。

## 7. 住民同士のコミュニケーションの課題

○対応の課題であるが、市で苦情対応をすることによって、近所の方と新しく居住してきた方との軋轢が新たに生まれる。行政が入ると逆に深刻化する場合もあると感じている。お互いが認め

- 合って、生活できる方向に持っていきたいが、どうやってそこらへんをやっていくか難しい。
- 行為者と苦情者とのトラブルが課題。市は高齢化が進んでいる。行為者は高齢者であるが、周りに配慮しながらやっている部分があるにも関わらず、苦情者から強く言ってトラブルになる。廃掃法で認められている部分は、お互いの理解が必要。
  - これまでの慣習でこの時期は野焼きを行うということを地域でも住民に告知し合って、理解し合っていただけるといいと思う。野焼きを一切禁止となると環境も悪化する恐れがある。野焼きを止めさせることよりも理解し合って、環境保全をしていってほしいと思う。
  - ボランティアで土手の草を刈って、自宅に持ち帰って燃やしている人もいる。厚意でやっている場合もあるので、そういうところでは野焼きに理解をしてほしいと思う。
  - 野焼きは例外規定があり、野焼きの全てがいけない訳ではない。苦情者が軽微な野焼きでも敏感になっている。説明に納得されない場合は対応に苦慮している。

### 【主なコメント】

(地域コミュニケーションの衰退)

- ・地域コミュニティの衰退がある。当事者同士で直接的に言えない。だから行政を通して話してもらうという。それが課題である。

(住民同士のコミュニケーション不足、理解不足)

- ・ダイオキシンが世間に知られるようになってから、野焼きはマズイという意識の人が増えた。今の時代、産業廃棄物を堂々と燃やす人はいなくなった。しかし、高齢者を中心として、自然由来の枝や紙は焼却しても問題ないんだと法令違反の意識のない方がいるのが実情。市は、市街化区域と市街化調整区域の区別をしていない。畑地帯を中心に宅地化が進められてきたのは否定できない。周辺地域において農家が多い旧住民の方と新住民の方が混在している。野焼きが当たり前の以前から住んでいる人達と新しく転居してきた人達に軋轢が生じているのは事実。
- ・対応の課題であるが、市で苦情対応をすることによって、近所の方と新しく居住してきた方との軋轢が新たに生まれる。溝が深まるような感じがする。行政が入ると逆に深刻化する場合もあると感じている。お互いが認め合って、生活できる方向に持っていきたいが、なかなか苦情相談窓口としても、どうやってそこらへんをやっていくか難しいところ。
- ・コミュニティで、住民同士のコミュニケーションをとってほしい。現場に行って、いきなり殴り合いするようなことがあった。近所づきあいが大切だと思う。
- ・通報があれば現地に行く。例外規定に該当する場合は、苦情があったので今日は消してくださいと指導する。風向きを考慮して焼却をしてもらったり、燃やす量を減らしてもらう。できれば、ゴミ袋で集積場に出すのがいいと伝えている。草の量が多いので、全部をゴミとして出すのは物理的に難しいのが現実。地元の中での話し合いがもっとあるといいと思う。地元住民の付き合いが、昔と比べて希薄になってきている。そういう場所で住民のいざこざがあるようだ。難しい問題である。

(お互いの理解が必要)

- ・市は高齢化が進んでいる。行為者と苦情者とのトラブルが課題。行為者は高齢者であるが、周りに配慮しながらやっている部分があるにも関わらず、苦情者から強く言ってトラブルになる。廃掃法で認

## 第4回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向（後編）

められている部分は、お互いの理解が必要。高齢者で多いのは、ゴミを自分で持ち出せないし、肥料にすることをこれまでやってきた人達である。

- ・行為者は大方が高齢者であって、敷地から発生する枝、落ち葉、雑草が大量なので、焼かざるを得ない状況。我々も苦情の申立てに対応していて行為者の気持ちは分かるが、それをゴミの集積場に持って行ってほしいとか、クリーンセンターに自分で運んでもらうのは酷な話。お互いが理解し合ってくれば苦情は発生しないと思う。一番良いのはこれから焼くことを周りにお知らせすること。これまでの慣習でこの時期は野焼きを行うということを地域でも住民に告知し合って、理解し合っていただけるといいと思う。例えば、野焼きを一切禁止となると、逆の問題がある。敷地が荒れる。農地が荒れる。有害鳥獣も増える。環境も悪化する恐れがある。このほうがたちが悪いと思う。環境は一度荒れると復活させるのは困難であるため、野焼きはやむを得ないところもあると思う。行為者は、ほとんどが気を遣いながらやっている。風のない日に、周囲に影響ない時間に、早朝に限ってしていると思う。行為者は、先に家を建てて、自分の土地を守ってきた人達。野焼きを止めさせることよりも理解し合って、環境保全をしていてもらいたいと思う。
- ・その他、ボランティアで土手の草を刈って、自宅に持ち帰って燃やしている人もいる。厚意でやっている場合もあるので、そういうところでは野焼きに理解をしてほしいと思う。
- ・農家の稲わらなどは、農業委員会と連携して配慮してくださいとお願いしている。また、ゴミを燃やすのは、廃棄物の所管課と連携して啓発している。知らなかったと言う人もたまにいるが、それよりも何でそもそも禁止しているんだと言われる。野焼きは、これまでの慣習に対して新しい住民の苦情が増えているのが課題。ガチガチに指導してしまうと、もともと住んでいる方にとってどうなのか。禁止されている行為ではあるが、個人的には多少は慣習的にやっている部分もあるので、なかなか難しいところ。

（苦情者が軽微な野焼きでも敏感になっている）

- ・野焼きは例外規定があり、野焼きの全てがいけない訳ではない。苦情者が軽微な野焼きでも敏感になっている。説明に納得されない場合は対応に苦慮している。害虫駆除が目的の野焼きのケースもあれば、すき込みによって、わらが浮いて水が詰まるので、燃やしているケースもある。

### 8. 原因が分らない、行為者が分らない

- 最近の都市化の傾向として、臭いはするが、どこからか分らないというケースが多い。夜間の野焼き臭の苦情が非常に多いが、どう対応するか難しい。その場で解決できない問題がある。
- 稲わら、籾殻、芝生の焼却。これらは放置して焼いている。行為者がその場にはいない。土地を調べ、所有者を調べ、耕作者を調べ、やっと行為者に辿り着く。野焼きをすぐに止めてほしいというニーズに対応できない。

#### 【主なコメント】

- ・最近の都市化の傾向として、臭いはするが、どこからか分らないというケースが多い。夜中の煙臭は原因が判別できない。日中と夜間で風向きも変わる。夜間パトロールもしているが夜は煙が見えない。夜間の野焼き臭の苦情が非常に多いが、どう対応するか難しい。その場で解決できない問題がある。

## 誌上セミナー「大気汚染について」

- ・稲わら、籾殻、芝生の焼却。これらは放置して焼いている。行為者がその場にはいない。土地を調べ、所有者を調べ、耕作者を調べ、やっと行為者に辿り着く。野焼きをすぐに止めてほしいというニーズに対応できない。
- ・稲刈り後の焼却は一斉に行われる。現場に行っても行為者が不在のことが多く、指導に至らないことが多い。

### 9. その他の課題

- 対応する職員が少ないのも課題。同じ課内での連携がいる。専門的な知識のある職員もいれば、そうでない職員もいるので課題。
- 苦情を言ってくる人にも問題がある。一部にクレーマー的な人もいる。
- 薪ストーブの問題がある。指導を行ってもらえないかと相談があるが対応に困っている。
- 新しい住宅を建てる時に、暖炉を設置する家が増えている。その暖炉の苦情が増えている。新築に暖炉のある家が増えている。規制のない問題であり課題である。
- ホームセンターで簡易焼却炉を売っているので、販売規制があれば変わるのではないかと。簡易焼却炉を使ってゴミを燃やしている事例が結構ある。

#### 【主なコメント】

(体制の課題)

- ・対応する職員が少ないのも課題。そういったところが今後の大きな課題。課全体の人員が少なくなっている。同じ課内での連携がいる。専門的な知識のある職員もいれば、そうでない職員もいるので課題。

(クレーマーの問題)

- ・苦情を言ってくる人にも問題がある。2年くらい前に公調委の研修で弁護士の方が苦情処理のクレーマー対応について講演があったが、それに当てはまる人もいる。一部にクレーマー的な人もいる。

(薪ストーブに関する苦情)

- ・薪ストーブの問題がある。指導を行ってもらえないかと相談があるが対応に困っている。

(暖炉に関する苦情)

- ・新しい住宅を建てる時に、暖炉を設置する家が増えている。その暖炉の苦情が増えている。年に3～4件くらい。よく見ると新築に暖炉のある家が増えている。規制のない問題であり課題である。
- ・暖炉の関係は年に数回電話がある。規制はないので対応が難しい。

(簡易焼却炉に関する苦情)

- ・ハード面は、野焼きで言うところの取り締まりの強化をすると苦情が減るとというのが1つ。ホームセンターで簡易焼却炉を売っているので、販売規制があれば変わるのではないかと。簡易焼却炉を使ってゴミを燃やしている事例が結構ある。商品を見ると「法に対応」、「環境省に認められている」と書いてある。苦情がきて現地に行くと「法に適用しているから問題はない」と主張される。こちら話を聞いてく

れない場合もある。苦情の申立者にも、法律の説明をきちんとし、指導または注意くらいしかできませんよと言って処理している。限界を説明しないと2次、3次の苦情になる。

### III. 担当課職員の困りごと

日々、公害苦情相談窓口で対応する中、どういったことで困っているのかを伺いました。ヒアリングで得られた内容は以下のとおりです。

（ヒアリングで確認した事項）

- ・野焼きを含む大気汚染に関する苦情について現場の職員の方々の課題や困っていることは何ですか？また、大気汚染以外の苦情についての課題や困っていることは何ですか？  
現場職員の個人的な考えでも構わないので、現場職員の困りごとについて教えてください。
- ・市民からの公害苦情（大気汚染を含む典型7公害で担当されている事案に限る）について、行政指導や協力依頼などで解決しない場合は、都道府県の公害審査会の「調停」や公害等調整委員会の「裁定」を案内しているのでしょうか。または民事訴訟を案内しているのでしょうか。ケースバイケースかとは思いますが、一般的にどのような対応をしているのか教えてください。

#### 1. 現場職員の困りごと

##### （1）組織体制

- 野焼きを含めていろいろな苦情が多くなっている。全部対応していると付きっきりになるので人が足りない。
- 法律が増えてきた中、現場に行くのは若い職員で知識量が追いつかない。職員数は減っているし、みんな勉強しながら対応している。その辺が悩み。苦情に法律を当てはめるのは経験がないとできないので、現場に行き詰ってしまうことがある。
- クレマーを含めいろいろな人がいるので対応に困ることは多々ある。他の課から最終的な受皿として当課に相談が回ってくる。どこでも苦情対応はあるが、毎日苦情対応ばかりでも耐えられる精神力がないときついと思う。

##### 【主なコメント】

（人が足りない）

- ・年々、野焼きを含めていろいろな苦情が多くなっている。全部対応していると付きっきりになるので人が足りない。
- ・野焼きの通報がくれば、現場に行かないといけない。二人体制で行くことになる。通報が多い時期は内部の事務が進まない。今後は人の増員を検討中である。現場周りの対応をできるように臨時にスタッフを雇いたいと考えている。
- ・苦情の件数が増えると、他の仕事が回らないので対応に苦慮している。業務が繁忙になる。アスベストの事前調査は市が対応しているが件数多くて人が足りない。どこの自治体も苦慮していると思う。

(法律が増えており知識量が追いつかない)

- ・市町もそうだが、法律が増えてきた中、現場に行くのは若い職員で知識量が追いつかない。職員数は減っているし、みんな勉強しながら対応している。その辺が悩み。苦情に法律を当てはめるのは経験がないとできないので、現場に行き困ってしまうことがある。

(何でもかんでも環境課に事案が回ってくる)

- ・何でもかんでも環境問題ということで事案が回ってくる。私たちは「くるしまぎれの環境課」と言っている。相談者も発生源の方も市民なので、法律にのっとった話をしながらバランスをとろうとしているが、法律に当てはめることができないケースは、歯切れの悪い対応になるのが残念。
- ・クレーマーを含めいろいろな人がいるので対応に困ることは多々ある。日本全国で同じ悩みがあると思う。他の課から最終的な受皿として当課に相談が回ってくる。職員の考え方にもよるので苦情対応は適性があると思う。どこでも苦情対応はあるが、毎日苦情対応ばかりでも耐えられる精神力がないときついと思う。

## (2) 野焼き苦情関係

### ①野焼きの苦情対応

- 野焼きは通報を受けてから速やかに対応しないと場所と行為者を特定できない。農地を借りている方もいるので、時間が経つと行為者が分からなくなる。なるべく速やかに対応しないといけないので大変である。
- 中には燃やしたままどこかに行ってしまう行為者がいる。勝手に土地に入って消火活動をすることができない。権限がない。行為者を探して消防に通報して、と発展していく。その間は別の苦情対応ができないので、1つの案件にかかる時間が長くなる事例もある。行為者がいない場合の野焼きは、こちらに消火権限があるとやりやすい。
- 野焼きの場合、パンフレットを渡して火を消してもらおうがそれ以上のことはできない。言うことを聞いてくれない行為者が多くいるので困っている。どうアプローチすれば解決できるのかが分からない。
- 廃掃法の中で農業は野焼きが認められている。「やむを得ない」「軽微」の線引きがあいまいで判断が難しい。判断に迷う。苦情が出た時点で軽微だとは言えないのではないかと考えている。行為者への指導をどう考えたらいいか難しい。
- 稲わら、籾殻、梨の枝など農業を営む上でやむを得ないものは対応に苦慮している。他の処分法がない場合が多く、野焼きで道路もスモッグ状態で手の施しようがない。
- 籾殻くん炭はやっかい。秋口は雨が降るが、雨が降ったくらいでは火が消えない。雨が降っても水を弾いてしまう。籾殻がある限り燃え続ける。わらの焼却に比べて臭気が強く長時間燃えるのでやっかい。
- 農家が減少し、80歳過ぎの高齢にもかかわらず、米、梨を作っている農家に焼却に頼らない処分を求めることは新たな負担になる。同じ行政の人間でありながら、苦情対応では農家を否定するようなことをしている。農家の実情を十分知っている自分の立場が歯がゆい。
- 市では年に2回広報誌に野焼きの禁止を掲載している。どこまで啓発していいか悩ましい。広報をすれば苦情が多くなる。煙を見かけただけで直ぐに通報する方も増えていくので、どこまで啓発していいか悩ましいところ。

### 【主なコメント】

（休日の苦情対応）

- ・休日の野焼きは、なかなかその時に対応できないケースもある。消防で対応することもある。営業日になって対応するにしても現場が分からないこともあるので対応に困っている。

（速やかに対応しないといけないのが大変）

- ・野焼きは通報を受けてから速やかに対応しないと場所と行為者を特定できない。農地を借りている方もいるので、時間が経つと行為者が分からなくなる。なるべく速やかに対応しないといけないのが大変である。

（野焼きの現場を押さえるのが難しい）

- ・市は合併により北から南まで長い。これまではそれぞれ対応していたが、野焼きの対応が本庁に移ってきた。南まで行くだけで1時間かかるところもある。野焼きの現場を押さえるのが難しい。

（現場が特定できない、行為者が分からない）

- ・現場が特定できない、行為者が分からない場合は、聞き込みのため何度も足を運ぶので大変。

（消火活動ができない）

- ・通報を受けて現場に行き行って行為者に指導、そして消化の流れで対応している。中には燃やしたままどこかに行ってしまう行為者がいる。現場に行くと、火の付いたクズがあるが行為者がいない。そういう現場もある。そうなる野焼き行為はあるが、勝手に土地に入って消火活動をするのができない。権限がない。行為者を探して消防に通報して、と発展していく。業務的にも長時間の対応になり、その間は別の苦情対応ができないので、1つの案件にかかる時間が長くなる事例もある。行為者がいない場合の野焼きで、こちらに消火権限があるとやりやすい。改善できる。よそのところに行って消す権限は消防くらいしかない。現場に行き行って燻った状態で煙と臭いがあるが消防に通報して、何だかんだしていると苦情から解決まで時間がかかる。そうこうしていると、今度は相談者から再度連絡がきてしまう。可能な限りのことはしているが、実際に火がある以上は解決していないので苦情者からは連絡がくる。消防との連携というか権限があるとやりやすい。法律、条例の改正になるので、なかなか解決するような問題でもないと思うが。

（指導に従ってくれない、説得に苦労する）

- ・再犯率が高い。行為者に言うことを聞いていただけない。
- ・連絡をもらって現在燃やしているということであれば直ぐに現場に行く。現場に行っても野焼きをやめてくれない人への対応が困る。複数回苦情が来て、その都度現場に行っているが、その場で直ぐに消火をお願いしていいのか悩む。できれば他の市の状況を聞いてみたい。
- ・野焼きは廃掃法で罰則が規定されている。5年以下の懲役、罰金。これを罰則として適用することはまずないので繰り返し野焼きをされる方がいて困っている。
- ・まれに指導に従わない方もいる。本日の午前中も2回目の通報があり対応してきたところ。警察も同行してもらって対応したが行為者の反応が全く違う。現行犯として対応することもあるので、警察、消防が来ると素直に応じてくれる。

## 誌上セミナー「大気汚染について」

- ・市役所は抑止力が弱いので困っている。野焼きの場合、パンフレットを渡して火を消してもらおうがそれ以上のことはできない。言うことを聞いてくれない行為者が多くいるので困っている。どうアプローチすれば解決できるのかが分からない。警察と一緒に来てもらって注意してもらうこともある。市だけでは抑止力がないので対応に困る。
- ・野外焼却は軽微なものでも苦情がくる。現場に行って指導しているが、燃やしている方も例外規定を知っている。ちょっとした野焼きだと指導に納得頂けない方がいる。そういったところで説得するのに苦労している。

### (廃掃法の適用除外の判断)

- ・廃掃法の中で農業は野焼きが認められている。「やむを得ない」「軽微」の線引きがあいまいで判断が難しい。判断に迷う。苦情が出た時点で軽微だとは言えないのではないかと考えている。行為者への指導をどう考えたらいいか難しい。
- ・やむを得ない農業上の焼却の線引きが難しい。行為者で焼却行為をやめない方もいる。生活環境保全上の支障があればやめていただくということで話をさせていたでている。
- ・野焼きの線引きの問題。どこまでいいのか、駄目なのか対応に苦慮している。薪ストーブ、バーベキュー、花火も苦情がきたときに対応に困っている。
- ・野焼きは原則禁止といっても一部例外が認められている。農業ができなくなる場合もあり、どこで折り合いを付けるかは、申立者の意向も行為者の意向もあるので難しい。

### (農業上やむを得ないものへの対応)

- ・産業廃棄物の焼却、農業用プラスチックの違法焼却は警察に通報して厳しく取り締まってもらう。反面、稲わら、籾殻、梨の枝など農業を営む上でやむを得ないものは対応に苦慮している。農業上やむを得ないものは、他の処分法がない場合が多く、野焼きで道路もスモッグ状態。手の施しようがない。行為者が見当たらない場合は現地調査で終わってしまう。その時は無力感に苛まれる。行為者に会えたとしても、なかなか沈火させるという訳にはいかない。次回や別の場所では野焼きはやめてくださいと指導している。
- ・規制がかからない行為は、行為者に「禁止されていないからいいだろう」と開き直られる。苦情者の実害を説明するが理解いただけず、再度の苦情となりイタチごっこになる。
- ・行為者に強制できないことなので、現場でどのように対応していいか困ることがある。何も言えなくなることも多い。黙って帰ってくることもできないし、次のクレームにもつながるので消してもらうまで頑張る。対応時間が長くなるので他の業務に支障がでる。1日に3～4件苦情が来ることもある。女性職員が現場に行くと行為者に話を聞いてもらえない。行為者は淡々と燃やす行為を続けるので対応に困っている。
- ・廃掃法の適用除外のケースは、明確に決まっていないところがあるので、指導しても止めていただけない場合にどうするかが困る。その後の方法がない。苦情者は1本の電話で今後一切野焼きがなくなると思っている。行為者も気をつけるけれども燃やすしかないと言う。迷惑をかけているのなら申し訳ないけれども、他の方法のとりようがないと言う。市でも苦情者が洗濯物に臭いがつく、朝に干して仕事から帰ってくると洗濯物に臭いがついて困るという苦情がくる。燃やしている方には時間帯をずらせませんかと指導することもある。

## 第4回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向（後編）

### （匿名の苦情）

- ・市としてもその場で指導したいが、匿名の苦情で、煙が上がったときに行為者に注意してほしいと言われても困る。
- ・苦情者に温度差がある。なかなか身分を明かさない人もいる。担当としては、その方がいる場所で実際どうなのかを知りたい。苦情内容から発生源が分からないものがあり、探せと言われるがそういったケースは対応しないことにしている。

### （消防へ届出をすれば問題ないと勘違いしている）

- ・消防への届出をすれば、野焼きは問題ないという認識の方もいる。消防への届出は火災と間違えないための届出だが、そういうものをたてにとる行為者もいる。

### （籾殻くん炭）

- ・籾殻くん炭はやっかい。秋口は雨が降るが、雨が降ったくらいでは火が消えない。雨が降っても水を弾いてしまう。籾殻がある限り燃え続ける。わらの焼却に比べて臭気が強く長時間燃えるのでやっかい。

### （高齢の農家への対応）

- ・農業を営む上で焼却を考える時、農家が減少し、80歳過ぎの高齢にもかかわらず、米、梨を作っている農家に焼却に頼らない処分を求めることは新たな負担になる。同じ行政の人間でありながら、苦情対応では農家を否定するようなことをしている。農家の実情を十分知っているので自分の立場が歯がゆい。

### （外国人の野焼き）

- ・最近の傾向は、野焼きをされる方が外国人というケースが増えている。東南アジア系の方で何がいけないのかと思われる方もいる。市で中国語のチラシを作っている。皆さん企業の研修生で、住んでいる場所の周辺で野焼きをしている。ゴミを燃やしている。立木を切って剪定枝を燃やす。勤め先に間に入ってほしい注意してもらっている。今後もそういった方が増えていくので啓発していかないといけない。

### （焼き芋）

- ・農業とは違う例であるが、中心市街地に近い住宅地の一角で野焼きの苦情があった。現地調査をしたところ、おばあちゃんとお孫さんが焼き芋をしていた。苦情がきていると伝えてやめてもらったが、おばあちゃんとお孫さんのコミュニケーションを、ささやかな楽しみを私は奪ってしまったようで後味が悪い思いをした。

### （苦情者への説明が難しい）

- ・苦情を申し立ててきた苦情者への説明と理解してもらうことが難しい。

### （広報関係）

- ・市の特性上、田畑が多いので、田畑を所有している方への野焼き禁止の周知が課題。

## 誌上セミナー「大気汚染について」

- ・苦情相談や件数でも地域性も現れると思うので、法律の正しい認識を広く長く周知していきたい。これから周知の方法で考えているのは、高齢者は認識が変わらないので、若年層に働きかけるもの。家に帰っておじいちゃん駄目だよと言ってもらおう。若年層から浸透させていきたいと考えている。
- ・市では年に2回広報誌に野焼きの禁止を掲載している。どこまで啓発していいか悩ましい。広報をすれば苦情が多くなる。煙を見かけただけで直ぐに通報する方も増えていくので、どこまで啓発していいか悩ましいところ。
- ・広報に載せると通報する方が増えてしまう。生活環境保全上の支障があれば、例外でもやめていただくよう行為者には指導しているが、実害がなければ苦情はしてこなくてもいいと思う。山間地でも苦情が来るが、実際に支障があるのだろうかと思うことがある。

### ②野焼き苦情の指導例・対応例

- 認められる野焼きの場合は、時間を気にしてもらおうよう行為者に伝えている。休日の野焼きを控えてもらったり、洗濯物を干す時間の野焼きを控えてもらう。騒音もそうだが、休日は控えていただく、仕事の時間帯、朝早くにしていいただければと考えている。
- 市で防犯パトロールを実施している。不法投棄と野焼きのパトロールである。24時間体制でやっている。廃棄物行政だけでなく防犯も兼ねている。農業系はそんなに積極的には行かないが住宅での野焼きがあれば指導している。

### 【主なコメント】

(野焼きの指導例、対応例)

- ・野焼きは現地確認してその場で対応が終わる。チラシを作っているのでも、現地で行為者に渡して指導している。燃やしてはいけないものは直ぐに火を消してもらおう。農業系のもは、近隣から苦情が入ったので今日は消していただいて、今後は風向きを考えて燃やすか、ゴミの処理でお願いしたい、再び苦情があると指導になるのでと伝えている。現地に所有者がいないと、土地を調べて、所有者のお宅に伺って同じように指導するので一つ作業・手間が増える。
- ・野焼きは全て駄目だと思っている方もいる。認められる野焼きの場合は、時間を気にしてもらおうよう行為者に伝えている。休日の野焼きを控えてもらったり、洗濯物を干す時間の野焼きを控えてもらう。騒音もそうだが、休日は控えていただく、仕事の時間帯、朝早くにしていいただければと考えている。
- ・鉄道路線の開通に伴う開発により野焼きの苦情が増えたが、今では野焼き自体がだいぶ減った。客観的に見た野焼き発生源や煙が上がっている数は本当に減っているという認識。今の部署に異動して8年である。初めは何とか苦情を減らせないかと思っていた。野焼きの苦情で、どこの農家に行っても「何でやめないといけないのか？やめてたら食べていくことができない」と必ず言われた。農家に理解を示しつつ、周辺地域の自治会に話したり、回覧を回して周知してきた。広報誌なども活用して少しずつ働きかけてきた。少しでも農家の方に協力くださいと言ってきた。最初は周りに迷惑をしている方がいるので夜間はやらないでくださいといったところから始めた。現在は、環境部門だけでなく、農業部門からも農家に働きかけをしている。

- ・市で防犯パトロールを実施している。不法投棄と野焼きのパトロールである。消防OB、警察OBの方が応募してきている。24時間体制で交替制勤務、年間360日出勤。18人、9班体制でやっている。青パトの許可をもらっている。廃棄物行政だけでなく防犯も兼ねている。農業系はそんなに積極的には行かないが住宅での野焼きがあれば指導している。

### （3）近隣トラブル対応

- 妥当な苦情については適切に対応していくが、苦情の大半は日々のトラブルが背景にあって苦情を理由にして訴えてくる。隣人トラブルが多く、日々の業務でウエイトを占めるので現場でも疲弊しているところ。
- 公害苦情は全般的に近隣トラブルから苦情に発展していることが多いと感じる。権利意識の高揚から市民の要求が拡大していると感じる。また、匿名処理の問題で困っている。ご近所トラブルがあって苦情がきているので、もともとのコミュニケーション不足があるのではないかと思う。

### 【主なコメント】

- ・法律違反よりも、トラブルの延長だったり、ご近所トラブルの苦情が多い。他の仕事がないがしろになる。
- ・申立者に市役所に相手を叩かせて相手を追い出したいという意図を感じることもある。自分は何もしないで市役所にやらせる傾向がある。そういったケースは立ち入らないようにしないといけない。規制と苦情は別にして考えている。
- ・妥当な苦情については適切に対応していくが、苦情の大半は日々のトラブルが背景にあって苦情を理由にして訴えてくる。嫌がらせの手段として通報してくる。隣人トラブルが多く、日々の業務でウエイトを占めるので現場でも疲弊しているところ。
- ・一番困るのが、自分が言いにくいので言ってくれというもの。単純なご近所トラブルを環境問題だから取り組めとゴリ押ししてくる。「俺たちは集積場にゴミを出している。何であの人たちは庭で焼いているのか」と言ってくる。行為者が焼かざるを得ない背景があることをなかなか理解してくれないし、知ろうともしない。そこは当事者同士で話し合いをしてほしいが、話し合いを求めると拒まれる。「役所がやるべきだ」と主張する。申立者は話し合いをしようとしない。相手の立場を理解しようとしなくていいところがあるので、中には苦情の内容をすべて鵜呑みにできないケースもある。
- ・公害苦情は全般的に近隣トラブルから苦情に発展していることが多いと感じる。権利意識の高揚から市民の要求が拡大していると感じる。また、匿名処理の問題で困っている。申立者の苦情自体に疑義を感じてしまう案件が増えている。ご近所トラブルがあって苦情がきているので、もともとのコミュニケーション不足があるのではないかと思う。
- ・民と民のトラブルは対応に困る。野焼きも隣の家で燃やしているので困るとか、草とか樹木がはみだしているとか、全く管理していない畑で虫が出てきてうちにくるので困るとかの地元のトラブル。それぞれ土地の管理ができていないことが原因で苦情がくる。直接、当事者同士で言えない方が増えている。トラブルになるので、誰が苦情を言ってきたのか分からないように対応してほしいというケースが増えている。知っている人同士でも、後でいざこざになると嫌なので相談がきている。民と民の話でそういうケースが増えている。そういうのも対応して、こういう苦情がきていると行為者に伝

## 誌上セミナー「大気汚染について」

える。敷地境界のケースは、苦情者が分かってしまうケースもあるが、「何で直接言ってくれないのか?」とかえってトラブルになる場合もある。「何故、隣同士なのに言ってくれないのか?」となる。地元のコミュニケーション不足がある。何でも話せるような地域ならいいが、地域の中でのつながり、隣同士のつながりが希薄になって、雑草、野焼きも苦情になる。行為者も苦情者が何で困っているのか知らない場合もある。やわらかく、「ちょっと申し訳ないけれども」と言える雰囲気だといいが。

- ・ご近所トラブルに関しては、積極的に寄せられても関与はしないことにしている。空き家とか空き地の雑草。木が伸びている。それが自分の敷地に入ってくる。虫が入ってくる。空き地で草が伸びている場合、所有者の方に通知を送ることもある。今年度はそういうふうな相談が多いように感じる。

### (4) クレーマー対応

- クレームを言うことが目的の人もある。2時間、苦情を聞きっぱなし。職員としては困るところ。
- 市の対応を過剰に求めてくる方がいる。対応には限界があるので、そういう市民には苦慮している。特定の方から度々相談がある。

#### 【主なコメント】

- ・クレームを言うことが目的の人もある。2時間、苦情を聞きっぱなし。職員としては困るところ。
- ・クレーマーはどここの市でもいると思うが、ちょっとしたことで同じ方から苦情が来る場合もある。その方が野焼きに興味があれば野焼きの通報がくることもある。
- ・市の対応を過剰に求めてくる方がいる。対応には限界があるので、そういう市民には苦慮している。特定の方から度々相談がある。
- ・クレーマーはそこそこいるので困っている。その都度、内容が変わるのでそれに応じた対応をするしかない。ゴミ収集車の通るルートを変えろとかいったことを言うてくる。
- ・大気汚染は、ほとんど野焼き苦情である。年間100回以上虚偽の通報をしてくる方がいて対応に困っている。

### (5) その他の大気汚染に関する苦情関係

- アスベスト関係は、現在、法令改正を行っている過渡期であり、市の周知が足りなくて業者が理解していない場合もあり指導の対象になっている。
- 薪ストーブの問題は規制対象ではないので行為者にはお願いベースになる。なかなか解決に至らない。
- 家庭用の焼却炉に関する苦情は、行為者は問題ないと勘違いしている。インターネットやホームセンターで売っているが、販売しているところではこれでゴミを燃やしてはダメだとは書かれていないので勘違いしている人が多い。

#### 【主なコメント】

(アスベスト関係)

- ・アスベスト関係は、現在、法令改正を行っている過渡期。市の周知が足りなくて業者が理解していな

## 第4回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向（後編）

い場合もあり指導の対象になっている。

- ・苦情の傾向として、今年、解体工事による粉じんに関する苦情が3件来ている。アスベストの法改正もあって、気にされている方が増えている印象がある。

（粉じん関係）

- ・粉じん発生施設だと堆積場のケースがある。かなりの粉じんが出る施設で、事業者に対応してもらっても苦情がやまない。既に金銭的な負担をしていただいていると更なる負担を求めることは難しい。
- ・最近の案件であるが、田んぼから畑に変えた場所で今は畑として使用している。土が乾燥して、風で粉じんが舞うという苦情があり対応に困っている。これは粉じんに該当するのかわからない。農業部門に相談しているが、畑としての使用に問題はないので指導できていない。苦情者は粉じん困っているが、こうした場合はどう対応したらいいのか。県の出張所に相談しても解決方法が分からず、最後はうちではないとのことであった。

（ばいじん関係）

- ・ばいじんの苦情もある。大気汚染に関する苦情の8割が野焼きであるが、薪ストーブ、暖炉、バーベキューに関する苦情も少しある。10件まではいかないが煙の苦情はある。市としては自治会に回覧するチラシを作成している。

（薪ストーブ関係）

- ・近年、薪ストーブの煙の苦情がくる。行為者は暖をとっている。薪ストーブはダメではないので手の打ちようがない。苦情の処理はデリケートで大変。
- ・薪ストーブの問題は規制対象ではないので行為者にはお願いベースになる。なかなか解決に至らない。
- ・薪ストーブの煙は廃掃法の屋外焼却とは違う煙の苦情。そういったものが少しずつ出てくる。何をもとに指導すればよいのか分からない。

（簡易焼却炉関係）

- ・街中の苦情で家庭用の焼却炉に関するものがあつた。行為者は問題ないと勘違いしている。インターネットやホームセンターで売っているが、販売しているところでこれでゴミを燃やしてはダメだとは書かれていないので勘違いしている人が多い。ゴミは燃やしてはダメということを周知する必要を感じている。

### （6）騒音に関する苦情

- 騒音苦情で規制値以内の相談がいくつかくる。感覚公害であり、その人には大きく聞こえている。測ってみると基準値以内なので指導ができない。相談者と行為者の板挟みになることがあり解決が難しい。
- 苦情者の隣に騒音を発生させている工場の苦情があり現地調査をした。一般的な機械が発生元で、念のため測定を実施した。敷地境界で特定したが、騒音規制法の適用と同じ基準値であった。しかし、苦情者はうるさいと主張する。双方に理解していただくこと、その辺りが対応に苦慮している。

- 生活騒音がらみの苦情も多い。騒音規制法は工場の規制で、生活騒音は縛るものはないが苦情は多い。個人の感覚なので敏感な人は苦情になる。どう対応したらいいのか困っている。
- 近年、騒音の苦情が増えている。発生源が特定できない場合も多い。測定しても分からない。発生源が認められるのは工場とか業をやっている場合。対応方法に困っている状況。低周波とか普通の人に聞こえない場合の対応の仕方、そういったものがあれば教えていただきたい。

### 【主なコメント】

(行為者には強く言えないし、苦情者には何とかしろと言われる)

- ・騒音、振動の苦情も多い。現地に行って法規制を適用するケースはほとんどない。室外機の問題などで、法令で規制できないとなる。行為者には強く言えないし、苦情者には何とかしろと言われる。
- ・騒音苦情で規制値以内の相談がいくつかくる。感覚公害であり、その人には大きく聞こえている。測ってみると基準値以内なので指導ができない。相談者と行為者の板挟みになることがあり解決が難しい。規制値内であれば、現状の更なる改善が望めない。現状のままだと相談者は納得しない。
- ・騒音関係の苦情が多い。条例で定めている基準を超過していても、罰則規定がなければ、行為者に配慮を依頼することしかできないので、苦情者が納得されない。

(工場、飲食店の苦情)

- ・騒音、振動、悪臭の3つの公害に対応を苦慮している。いずれも感覚公害の苦情である。苦情者の隣に騒音を発生させている工場の苦情があり現地調査をした。一般的な機械が発生源で、念のため測定を実施した。敷地境界で特定したが、騒音規制法の適用と同じ基準値であった。特定工場ではないので違反していない。しかし、苦情者はうるさいと主張する。工場への伝え方は気をつけてやってくださいとしか言えない。双方に理解していただくこと、その辺りが対応に苦慮している。
- ・例えば、夜間の騒音苦情の場合は対応が大変である。飲食店の騒音だと条例の規制になる。警察みたいに通報を受けて直ぐにかけつける体制ではない。現場調査で空振りになることもある。苦情者のいう騒音がない場合がある。その時はやっていないだけで苦情が長期間続く場合もある。なかなか解決に至らない例もある。お店側も苦情があったと言われてもどう対応していいかわからないこともある。
- ・今は、情報が公開されているので、HPやアプリを使って、自分で数値を調べて、数値を超えていると指導しろと言ってくる。そういうこともあって騒音の苦情が多い。夜の飲食店の騒音苦情が多くなってきた印象。現場に行くのはいいが、規制値以内でも苦情者は眠れないと言う。規制値以内なので事業者には指導できないと伝えるが、何とかしてほしいと言われて困る。それから、中国の外資系の会社が多く、そこで産廃系のものを保管して音が出ている。鉄板とか運ぶトラックの音。それらを置くときの音。プラスチックをペレット状に加工するが機械の音がうるさい。砂埃も苦情になる。自治会からの苦情があるが対応に困っている。

(生活騒音に関する苦情)

- ・生活騒音がらみの苦情も多い。騒音規制法では工場の規制で、生活騒音は縛るものはないが苦情は多い。個人の感覚なので敏感な人は苦情になる。どう対応したらいいのか困っている。最近は騒音が多い。
- ・騒音事案で隣の人の喋っている声がうるさいというものがある。苦情者が大家に話したが、大家から

## 第4回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向（後編）

注意したくないと言われたということだった。行政から行為者に言うことで違うトラブルに発展することもあるので、苦情者には大家に直接話してくださいと伝えている。

（発生源が特定できない）

- ・近年、騒音の苦情が増えている。市民が困っており力になりたいので協力するが、発生源が特定できない場合も多い。測定しても分からない。発生源が認められるのは工場とか業をやっている場合。対応方法に困っている状況。低周波で特定の人にしか感じられないケースは、ガイドラインがあればそれを元に話ができる。低周波とか普通の人に聞こえない場合の対応の仕方、そういったものがあれば教えていただきたい。

### （7）悪臭に関する苦情

- 悪臭も対応に苦慮している。もともと養豚業が盛んな地域だった。民家が離れていけば問題はないが、養豚場が少しずつ規模を拡大しており、悪臭苦情が絶えない状況。毎年、測定しているが、基準値以下になってしまう。そうは言っても苦情はくる。養豚場でも対応として、堆肥のコンポストを用意したり、飼料、餌に臭気を抑える乳酸菌を混ぜたり、消臭剤のプロ用を堆肥にスプレーしている。でも、苦情者が臭いとなれば苦情になる。非常に対応が難しい。
- 臭いの苦情は、どこが発生源か分からないものが対応に困る。糞の臭い。煙の臭い。だいたい場所も分からない苦情があるが、こちらも発生源を探しようもない。注意しようもない。結果的に原因が分からないことが多い。そういう相談は対応に困る。

### 【主なコメント】

- ・最近、浄化槽の排水で困っているのが1件ある。昔から浄化槽を使っている家がメンテナンスをしないので排水が流れてしまう。それが臭い。全然対応してもらえないケースで困っている。
- ・畜産関係の臭い。そういうものは対応が難しい。対応しきれない。また、飲食店の臭いの問題。臭いも人の感じ方次第なので、どこまで店舗に求めるか限度がある。どこまで指導できるか。全てが解決できるわけではない。
- ・悪臭苦情が年に数件くる。市で基準を定めていないので、原因者に改善を求める程度にとどまっている。市内に養豚場があるので、苦情が寄せられる場合が数件程度ある。養豚だから仕方ないと思っている。
- ・感覚公害の悪臭も対応に苦慮している。もともと養豚業が盛んな地域だった。だいぶ減ったが今でも15軒くらいが大規模に経営している。民家が離れていけば問題はないが、養豚場が少しずつ規模を拡大しており、悪臭苦情が絶えない状況。その時の気象状況に左右されるが、湿気の多い時期や風向きで、ほぼ怒りの苦情が市役所に来る。養豚業をやめさせろと言ってくる。苦情は決まった人からきている。毎年、測定しているが、基準値以下になってしまう。そうは言っても苦情はくる。養豚場でも対応として、堆肥のコンポストを用意したり、飼料、餌に臭気を抑える乳酸菌を混ぜたり、消臭剤のプロ用を堆肥にスプレーしている。それなりにコストをかけているようだ。感覚公害の典型だが、臭気100%で苦情がきて、その後、臭気が理論上50%に半減したとしても、苦情者が臭いとなれば苦情になる。非常に対応が難しい。こちらとしては、行為者に苦情内容を伝える。そして、行為者の説明を苦情者に伝えるということをしている。

- ・臭いの苦情は、どこが発生源か分からないものが対応に困る。糞の臭い。煙の臭い。だいたいの場所も分からない苦情があるが、こちらも発生源を探しようもない。注意しようもない。結果的に原因が分からないことが多い。そういう相談は対応に困る。

### (8) 草刈り・雑草に関する苦情

- 草刈りの苦情対応が大変。草が伸びて道路に伸びている。虫がくるので苦情になる。年間 200 から 300 件くる。
- 所有者を調べても、既に亡くなっており、相続がされていない土地、空き家もある。そういう場所だとなかなか草を切ってもらえない。お金がなく高齢で自分でも切ることができないという方も多い。直ぐに進まないケースが多い。苦情者は困っているので、「いつまでにやってくれるのか?」と言われる。理由があり時間がかかりますと言うと板挟みになってしまう。

#### 【主なコメント】

- ・草刈りの苦情対応が大変。草が伸びて道路に伸びている。虫がくるので苦情になる。年間 200 から 300 件くる。かなりのものである。
- ・雑草の駆除の苦情は夏に多くて大変。
- ・空き地の管理問題。空き地の草の苦情も対応に困っている。
- ・所有者を調べても、既に亡くなっており、相続がされていない土地、空き家もある。そういう場所だとなかなか草を切ってもらえない。所有者が市外にいれば、文書で指導している。市内だと直接行って指導している。お金がなく高齢で自分でも切ることができないという方も多い。直ぐに進まないケースが多い。苦情者は困っているので、「いつまでにやってくれるのか?」と言われる。理由があり時間がかかりますと言うと板挟みになってしまう。相続できていない場合、代表相続人の方で直ぐにやれる方もいるが、そうでない方に直ぐにやってほしいが強制することもできない。相手のスケジュールに合わせることになる。

### (9) 動物に関する苦情

- 野良猫の問題は野焼きよりも圧倒的に多い。糞尿や子猫を産んじゃったケース。動物愛護法があるが、結局、保健所の所管で市に権限がない。引き取ることもできないし、何もできないのが現状。
- 法律の規制があるもの、事例があるものは対応しやすいが、民間の土地に野鳥が住み着いて、鳴き声や糞の問題で苦情がくるが増えている。騒音、悪臭に結びつけられて相談を受けているが対応が難しい。環境問題といわれても市でもなかなか対応に苦慮している。

#### 【主なコメント】

##### (猫に関する苦情)

- ・野良猫の問題は野焼きよりも圧倒的に多い。糞尿や子猫を産んじゃったケース。特に近年、急上昇中である。動物愛護法があるが、結局、保健所の所管で市に権限がない。引き取ることもできないし、何もできないのが現状。
- ・野焼きの次に多いのが野良猫の糞尿の問題。飼い猫を含めて猫を放し飼いにしているケース。猫は家

## 第4回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向（後編）

で飼う努力義務がある。それができない人がいて猫が外に出て行く。砂地があるとそこで糞尿するが、それがすごく臭く問題がある。餌やりをしている行為者を特定できれば、野良猫に餌をやるのであれば、自分で飼って排泄させるよう伝えている。猫は繁殖力がすごいので、年に2回出産できる。1回で多いときは5匹生むときもある。あっという間に増える。手術をせずに餌だけやっているの、いつの間にか増えて問題が深刻化する。野良猫に餌をするのであれば、手術する、排泄に責任をもってもらおう。

- ・猫の苦情は件数は多くないがある。餌付けしている飼い主がいれば注意している。愛好家が周りの被害を考えず餌をあげて苦情になっている。マナーや常識の範囲内での対応になるので苦情の解決に結びつかない。野良猫の相談は飼い主がいるわけではないので注意する相手がない。動物センターでは引き取りの基準が厳しくなっている。苦情が減らない。
- ・猫の苦情も受けている。餌付けしている方がいるので、その辺りに異常繁殖している。周辺の方から糞害の苦情がくる。法的な問題ではないのでなかなか指導のしようがない。
- ・農地も多いので猫の糞尿の問題が増えている。猫を飼う方のマナーが悪くて、放し飼いでいろいろなところで猫が悪さするとかそういう苦情もある。猫を捕まえて処分することもできないので、所有者に管理をしっかりするよう指導している。直接何かできないので大変。
- ・対応に窮するものは、野良猫、犬の糞の被害。敷地の中に猫が入ってくる。犬の糞をされる。動物系の苦情の対応が難しいと感じている。市としては啓発看板を配るくらいしかできない。県の保健所を案内するが、なかなか対応に窮している。動物相手で解決が難しい。飼い猫でないけれども餌付けをして猫を繁殖して。飼ってもらえばいいが、餌だけあげている。それで繁殖している。なかなか苦情が寄せられるが対応が難しい。
- ・猫問題もある。どうにかしてほしいと言われるが、苦情者は何もしてもらえないと不満がある。保護団体は「あたたかく見守りましょう」と言っているので、市民も何も言えなくなる。でも、猫はどこにでも入ってくるし、何も規制できないので困る。
- ・猫に関して、猫よけの目的でクレゾールを撒かれて臭いがきついという苦情が何年か前から来ている。市販の猫よけだと猫が慣れるのでクレゾールを使っているが臭いがきつい。自治体によっては、クレゾールは中毒性があるのでまかないでというところもあるようだが、市は特定の人が行っている状況なのでそこまでやる状況にもない。しかし対応に困っている。

### （動物の死骸の回収）

- ・犬の登録システムも含めて動物関係は環境課で対応している。野良猫、狸の死骸の回収。最近では野良猫。月に2～3件。何もできないので。どうしたものかと思って、現場に行っている。

### （その他）

- ・法律の規制があるもの、事例があるものは対応しやすいが、民間の土地に野鳥が住み着いて、鳴き声や糞の問題で苦情が来るが増えている。騒音、悪臭に結び付けられて相談を受けているが対応が難しい。環境問題といわれても市でもなかなか対応に苦慮している。何でも環境問題ということでこちらに回ってくるので困っている。
- ・特定外来生物で何かがテレビで取り上げられると電話がどんどん来る。確認できないと特定できないので困る。有害鳥獣は農政部局が対応している。環境保全課では巣作りを街中でしている場合などで、親が子どもを守るために市民を攻撃するケースがある。そこも対応しなければならない。

## 誌上セミナー「大気汚染について」

- ・鷺の鳴き声の苦情が増えてきた。自然豊かでいい場所であるが、動物のことで鳴き声がうるさいと言ってくる方も増えている。市は鷺が住みやすい風土。鷺を追い払うために夜に電気を照らしたりするが、その時だけいなくなってもまた戻ってきてしまう。根本的な解決はねぐらに帰って来られないように木を切ってしまう方がいいが、鳥獣保護で卵があるときはできないとか。結局、違う場所で鳴き声の苦情になるのでその場しのぎの対応になる。根本的な対策は難しい。

### (10) その他

- 騒音規制法上の規制があるわけではないけれども、金属の資材置き場の苦情が増えている印象。それに対してなかなか強い指導ができない。各自治体で条例に基づいて明確に当てはめて指導することが難しい。解決しないケースも増えている。
- 香り害、柔軟剤の問題もある。基本は家庭での臭い是对応できない。あきらめていただく。ごねられるケースは訴訟や公害審査会を紹介している。

#### 【主なコメント】

##### (ヤードの規制)

- ・市で金属スクラップヤード規制の条例を作った。資材置き場からの騒音問題である。騒音規制法上の規制があるわけではないけれども、多分どこの自治体もそうだと思うが金属の資材置き場の苦情が増えている印象。それに対してなかなか強い指導ができない。各自治体で条例に基づいて明確に当てはめて指導することが難しい。解決しないケースも増えている。産廃の話だったりするので、自治体によって担当部署はバラバラである。住宅地に資材置き場がポンとできちゃう。いろんな制約をかいくぐって業者が作っている。作ってしまうと移ってもらうのが大変。対応するとなると法令や条例の改正が必要である。

##### (竹の地下茎の問題)

- ・竹の地下茎の問題。隣の敷地の竹の根っこが伸びてきたという苦情。民法が改正され切れることになったが、苦情者はもともと生えていたところが処分すべきだと主張。誰かのせいにみんなしたいので。そうすると法律とは関係のない話になる。いろいろな理屈をあげてくるので納得してもらえないケースは困る。

##### (香り害)

- ・香り害、柔軟剤の問題もある。基本は家庭での臭い是对応できない。あきらめていただく。ごねられるケースは訴訟や公害審査会を紹介している。

## 2. 公害苦情で解決しない場合の対応

### (1) 調停、裁定を紹介するケースはない

- 当事者同士でこじれて公害審査会に回るような苦情はほとんどない。影響範囲が一定数あるような広い範囲の公害はほとんどなく、小さな規模の公害しかない。
- 一時的な問題が多い。時間が経つと解決するので、問題が長引くものは少ない。騒音で長引くものは、調停を案内するが、苦情者はそこまでは求めていないケースが多い。

- 調停を紹介するケースがない。典型7公害と言いながら、ありとあらゆる苦情が入ってくる。法的に指導できないケースもある。法律相談を紹介したり、民民の問題ですねと伝えている。市でも対応に限界がある。
- 調停に持っていかないように基本的に動いている。公害審査会はなるべく案内しないようにしている。当事者でこじれてしまうと解決は難しい。紹介して解決できそうなケース、そうしないと解決が図れないケースがあれば紹介する。
- 調停や裁定、民事裁判を苦情者がしたがらない。市に対応してほしいということになる。
- 当事者同士でこじれている民事案件は、原則として立ち入らないようにしている。

### 【主なコメント】

(大きな問題がない、問題が長引くものが少ない)

- ・当事者同士でこじれて公害審査会に回るような苦情はほとんどない。影響範囲が一定数あるような広い範囲の公害はほとんどない。発生源とその申し立てる人の小さな規模の公害しかない。
- ・調停を紹介するケースはない。私自身、制度自体をよく理解していないが、深刻なケースはない。民民の騒音のトラブルの例はあるが、今のところ何とかなっているので調停などを紹介するケースはない。
- ・調停などを紹介する事例はない。大きな問題がそもそもない。
- ・一時的な問題が多い。時間が経つと解決するので、問題が長引くものは少ない。騒音で長引くものは、調停を案内するが、苦情者は自ら申請するとか、そこまでは求めていないケースが多い。
- ・公害審査会を紹介するケースはない。違法な焼却炉を事業者が導入した場合、周辺に苦情が続くというのは想定されるが、そういったケースは今のところない。
- ・そこまでこじれるケースはなく、調停などを紹介するケースはないが、毎年、同じ人から同じ苦情が来ているが解決できないので対応に困っている。

(法的に指導できないケースもあり、市の対応に限界がある。)

- ・調停を紹介するケースがない。典型7公害と言いながら、ありとあらゆる苦情が入ってくる。法的に指導できないケースもある。法律相談を紹介したり、民民の問題ですねと伝えている。市でも対応に限界がある。

(匿名の苦情が多い)

- ・野焼きの場合は通報が多い。匿名が多く苦情者を行為者に伝えていないので、調停になるケースはほぼない。野焼き以外でも近所のトラブルは匿名が多い。当事者の関係性が分かっている昔からトラブルが続いているものは調停になるケースもある。年に2件程度。市民からも公調委の裁定申請ではじかれたケースもあると聞いている。それなので、裁定はどこまで紹介していいのか分からない。

(市で解決するようにしている)

- ・調停に持っていかないように基本的に動いている。公害審査会はなるべく案内しないようにしている。当事者でこじれてしまうと解決は難しい。紹介して解決できそうなケース、そうしないと解決が図れないケースがあれば紹介する。

## 誌上セミナー「大気汚染について」

- ・調停などを紹介するケースはない。市で解決するようにしている。民事訴訟を紹介することはしていない。行為者の方に説明してやめてもらうようにしている。市民は自分ではやろうとせず、市に何かをしてもらいたいと思っている。野焼きをしている事業所が焼却炉を使っているため灰が飛んでおり、それで車が汚れたケースがある。そういったものは、今後、公害審査会を勧めることを検討したいと思う。

(苦情者が市の対応を求めている)

- ・調停や裁定、民事裁判を苦情者がしたがらない。市に対応してほしいということになる。
- ・調停や法律相談を案内する事例はない。市で何とかしろということで、誰もお金をかけたくない。何でも市に相談すれば動いてくれると考えている。野焼きを含めて、これまでは市に言ってくるよりも当事者同士で解決するような問題だったものが、苦情として市に何とかしてくれと言ってくる人が増えた。お互い様という心持ち、そういう考えが最近はないのかもしれない。地元の中でしょうがないとか、今日は洗濯物をしまっておこうとか。今は、自分がやりたいことができないと市に苦情を言ってくるような傾向がある。
- ・悪質なクレマーの問題。対応していく中で、当事者同士もトラブルを持ってなかなか仲裁が難しい。公害審査会を紹介し、無料相談も紹介するが、なかなかそこまでは踏み切れないという相談者がいる。

(原則、民事案件には立ち入らないようにしている)

- ・当事者同士でこじれている民事案件は、原則として立ち入らないようにしている。1度こじれたことがあり、結局、市が深く謝罪したことがあった。やはり当事者同士で解決してもらうのが原則。今までいろいろやったけれど、どうしようもないときは我々が出動している。当事者間で1度も話をしていないのに市が直接言うとう角が立つ。市から注意してくれと言われるのは一番困る。そういった場合は弁護士に相談してくださいと伝えている。費用はかかるが第三者にお願いすることを勧めている。弁護士を紹介しても、苦情者は、大ごとにはしたくない、お金掛けは掛けたくないという方がほとんど。市で何とかしてほしいと市に責任を転嫁してくるようなケースがある。

### (2) 調停、裁定、法律相談を紹介する

- 行為者に配慮をお願いすることしかできない場合、それ以上を求めるのであれば法的措置を検討されてはどうかと伝えている。その時は調停・裁定のパンフレットを使って案内している。市で無料の法律相談をしているので活用の検討を案内している。
- 苦情相談で解決しない場合で申立者にその先の意向があれば、公害審査会や公調委の裁定を案内することはある。パンフレットを使って案内している。民事訴訟については、ご自身で考えることなので、話の中で出ることはあっても市からは伝えていない。
- 当事者間でこじれている場合は、パンフレットで公調委を案内している。公調委を紹介する事案は、着地点が難しいものが多い。実質こちらでフォローできないもの。こういう制度もあるということを紹介している。
- こじれた場合は、県の公害審査会を紹介している。損害賠償を求めている場合は、民事訴訟が適切であり、話を聞いて市の弁護士相談制度を紹介している。

### 【主なコメント】

（調停、裁定を紹介する）

- ・行為者に配慮をお願いすることしかできない場合、それ以上を求めるのであれば法的措置を検討されてはどうかと伝えている。その時は調停・裁定のパンフレットを使って案内している。市で無料の法律相談をしているので活用を検討を案内している。
- ・騒音苦情であったり、当事者の間に入って、やれることはやったけれども申立者からどうにかしてくれと言われたり、逆に僕らが事業者から訴えがくれば、弁護士、公害審査会を検討してくださいと案内している。
- ・苦情相談で解決しない場合で申立者にその先の意向があれば、公害審査会や公調委の裁定を案内することはある。パンフレットを使って案内している。民事訴訟については、ご自身で考えることなので、話の中で出ることはあっても市からは伝えていない。
- ・当事者間でこじれている場合は、パンフレットで公調委を案内している。公調委を紹介する事案は、着地点が難しいものが多い。実質こちらでフォローできないもの。こういう制度もあるということを案内している。
- ・市民のトラブルで市が間に入れない場合は、社会福祉協議会の困り相談、公調委の連絡先を紹介している。
- ・こじれた場合、解決しない場合は、公害審査会を案内している。
- ・こじれた場合は、県の公害審査会を紹介している。損害賠償を求めている場合は、民事訴訟が適切であり、話を聞いて市の弁護士相談制度を紹介している。
- ・法規制にかからないけれど困っている人、民事的な解決になるかもしれないといった事案は県の公害審査会を案内している。法規制にかからない事案について、案内先があるのはありがたいと思っている。苦情者には、調停などの制度で事業者と苦情者の間に仲裁に入ってもらって、妥協点を見つけてくださいと案内できる。最終的に解決に至ったのか、というのはあるが。

（弁護士相談、法テラスを紹介する）

- ・こじれた場合は法テラスを紹介している。民事的な紹介をする。まずは市から行為者に依頼ベースで解決を図っている。苦情が何度も続くようであれば、法テラスを紹介する流れである。
- ・市で対応できない場合は、弁護士相談、公調委を勧める。しかし、実際にそこまでやる人はいないのではないかと。市の対応の限界を伝えるが、苦情者は自分ではそれ以上はしない。市で全部やってほしいという方もいる。
- ・受忍限度を超えていれば、弁護士に相談する方法があると紹介している。
- ・市として対応できない、対応の主体にならない案件は、法テラス、無料法律相談を案内している。民事、ご近所トラブルは無料法律相談を案内している。
- ・こじれた場合は、まず1回は市で間に入っている。規制できない場合は、無料の弁護士相談、年度内1回20分を紹介している。公害紛争処理の調停、裁定の案内はしていない。無料の弁護士相談は予約制で1ヶ月待ちの状態。
- ・民と民の問題は、公害の行政から逸脱するので、無料の法律相談を紹介している。こじれそうだなというものは、県の公害審査会とか国に公調委があることをパンフレットを渡して案内している。ただ、苦情者は市役所で何とかしろと言ってくる。
- ・行政指導で解決しない場合は、市の無料法律相談を紹介している。調停を紹介するケースは年に1回

## 誌上セミナー「大気汚染について」

あるかどうか。調停や裁定は市民にとってハードルが高い。

- ・野焼きに限らず、規制値を超えていないケースはなかなか解決に至らない。解決できない場合は、無料の法律相談を案内しているケースもある。市民の多くは市で何とかしてほしいという人で、事件を大きくしたくないという方が多い。調停を紹介するケースはない。

### 3. その他コメント

#### 【主なコメント】

- ・個人的見解であるが、市役所の駆け出しがケースワーカーだった。その後、歴任して、現在、環境部署にいる。福祉にしても公害行政にしても昨日の苦情が今日の苦情に通用しない。ケースバイケースであると実感している。
- ・対応がケースバイケースで難しい。マニュアルは作れない。苦情を聞くに当たっての方針は作成している。苦情は1人では対応させない。2人以上で必ず対応している。情報を共有しながら課のみんなで考えている。1人で抱え込むとよくない。人がいないときは、苦情者に今は対応できないという話をしている。
- ・令和2年度ベースに苦情件数は戻ってきている。令和3年度においては、前半はあまり苦情件数が多いと感じていたが、年度後半に大きく増えた印象。
- ・県庁の環境部門も現場の声はなかなか把握していない。現場の状況を知っている方は少ないと思うので、概要的ではあるが、現場レベルの考えを国に知ってもらう機会を得られて感謝している。
- ・機関誌「ちょうせい」は、日頃対応しているものと似たような事例に目を通すことが多い。調停や裁定事件の紹介でも、似たような事例があればその後の対応や解決方法についての参考になっている。

誌上セミナー「大気汚染について」は、今回で終了となります。これまでの記事及び過去の誌上セミナーの記事（「騒音・低周波音について」、「悪臭について」、「振動について」）は、公害等調整委員会ホームページ「地方公共団体の皆様へ」に掲載しています。

URL：[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for\\_local-government.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html)



誌上セミナーが、地方公共団体の公害紛争・苦情処理部局で新たに担当となられた職員を始め関係者の皆様にご活用いただき、執務の一助となれば幸いです。

# 令和4年度公害苦情調査結果報告

公害等調整委員会事務局

## はじめに

各都道府県及び市町村（特別区を含む。）には、住民からの公害に関する苦情を処理するため、「公害苦情相談窓口」<sup>1</sup>が設置されています。

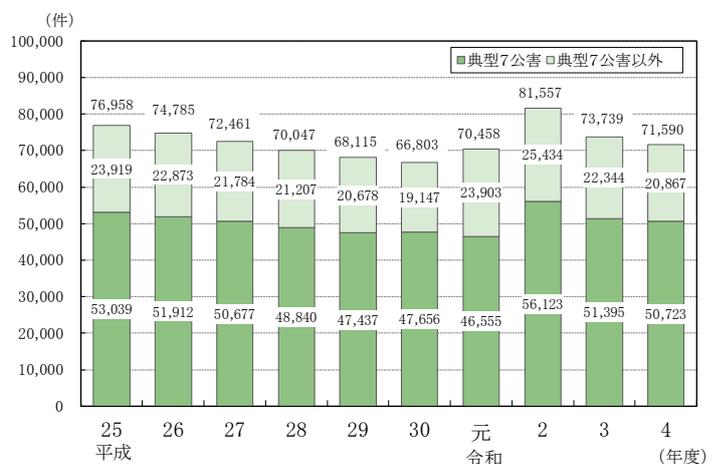
公害等調整委員会事務局では、全国の「公害苦情相談窓口」における令和4年度の公害苦情の件数や処理状況を取りまとめ、令和5年12月に公表しましたので、その概要を報告します。

## 1 全国の公害苦情受付件数

令和4年度に新規に受け付けた公害苦情の受付件数（以下「公害苦情受付件数」という。）は71,590件で、前年度に比べ2,149件の減少（対前年度比▲2.9%）となりました。

公害苦情受付件数のうち「典型7公害」は50,723件（公害苦情受付件数の70.9%）で、前年度に比べ672件の減少（対前年度比▲1.3%）、「典型7公害以外」は20,867件（公害苦情受付件数の29.1%）で、前年度に比べ1,477件の減少（対前年度比▲6.6%）となりました（図1）。

図1 全国の公害苦情受付件数の推移

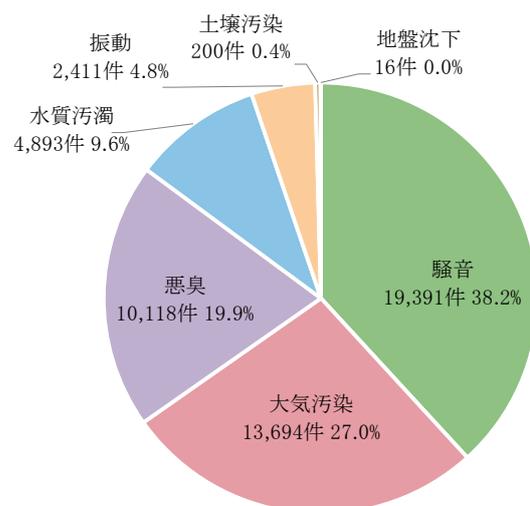


## 2 公害の種類別公害苦情受付件数

### (1) 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

典型7公害の公害苦情受付件数（50,723件）を典型7公害の種類別にみると、「騒音」が19,391件（38.2%）と最も多く、次いで「大気汚染」が13,694件（27.0%）、「悪臭」が10,118件（19.9%）、「水質汚濁」が4,893件（9.6%）、「振動」が2,411件（4.8%）、「土壌汚染」が200件（0.4%）、「地盤沈下」が16件（0.0%）となっており、上位3つの公害の合計で全体の85.2%を占めています。（図2）。

図2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数



<sup>1</sup> お近くの市町村等の公害苦情相談窓口は、公害等調整委員会のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan\\_madoguchi.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan_madoguchi.html)

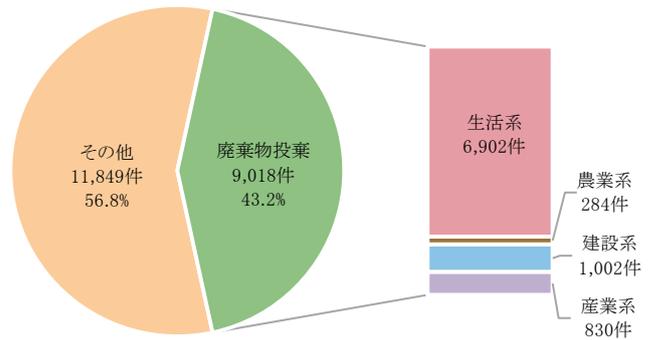


(2) 典型7公害以外の種類別  
公害苦情受付件数

典型7公害以外の公害苦情受付件数(20,867件)のうち「廃棄物投棄」は9,018件となりました。

「廃棄物投棄」の内訳をみると、「生活系」の投棄が6,902件(廃棄物投棄の76.5%)と最も多くなっています(図3)。

図3 典型7公害以外の種類別  
公害苦情受付件数



3 主な発生原因別公害苦情受付件数

公害苦情受付件数(71,590件)を主な発生原因別にみると、「工事・建設作業」が12,492件(17.4%)と最も多く、次いで「焼却(野焼き)」が11,875件(16.6%)、「投棄された廃棄物」が7,840件(11.0%)、「自然系」が7,219件(10.1%)となりました(図4)。

また、公害苦情の主な発生原因について、その発生源をみると、「工事・建設作業」では「建設業」が10,424件(83.4%)、「焼却(野焼き)」では「個人」が8,380件(70.6%)と、それぞれ最も多くなっています(図5)。

図4 主な発生原因別公害苦情受付件数

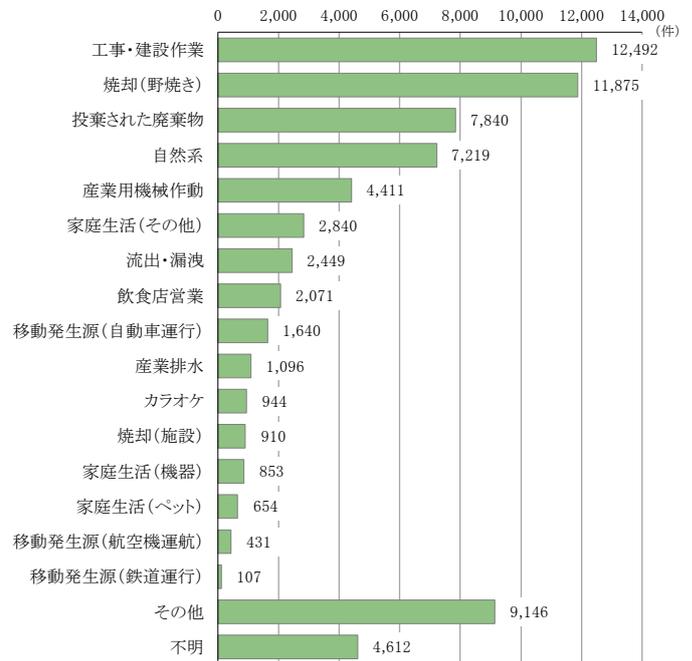
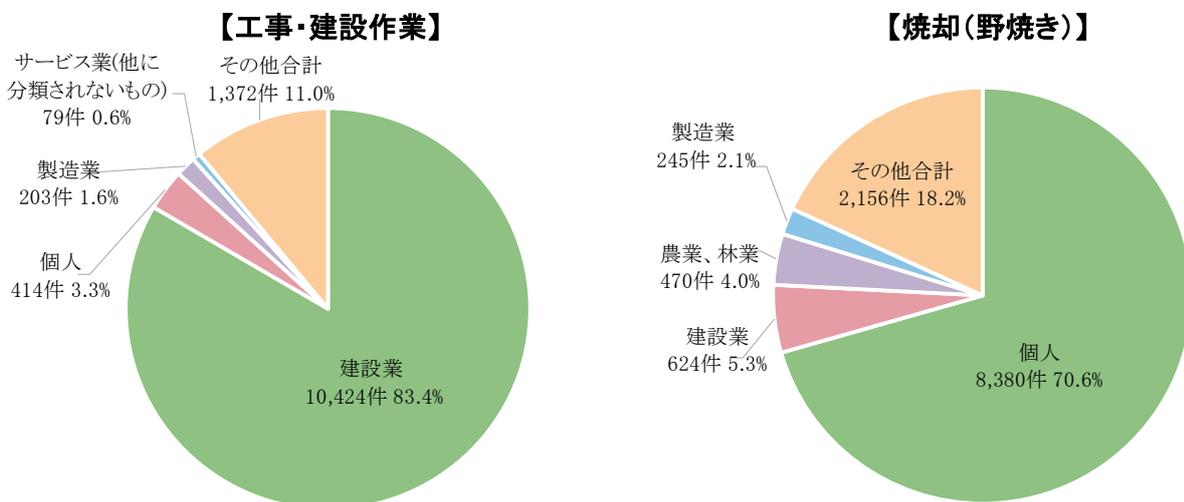


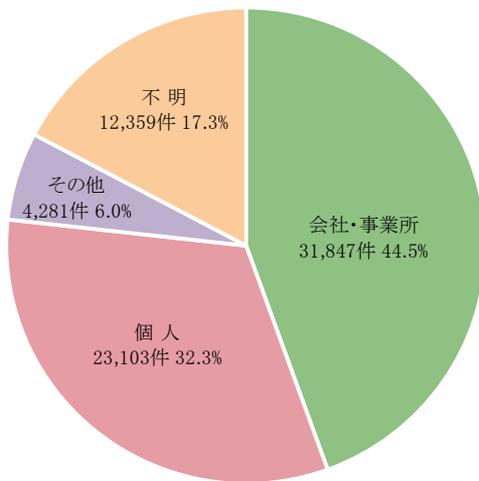
図5 「工事・建設作業」「焼却(野焼き)」の主な発生源別公害苦情受付件数



## 4 発生源別公害苦情受付件数

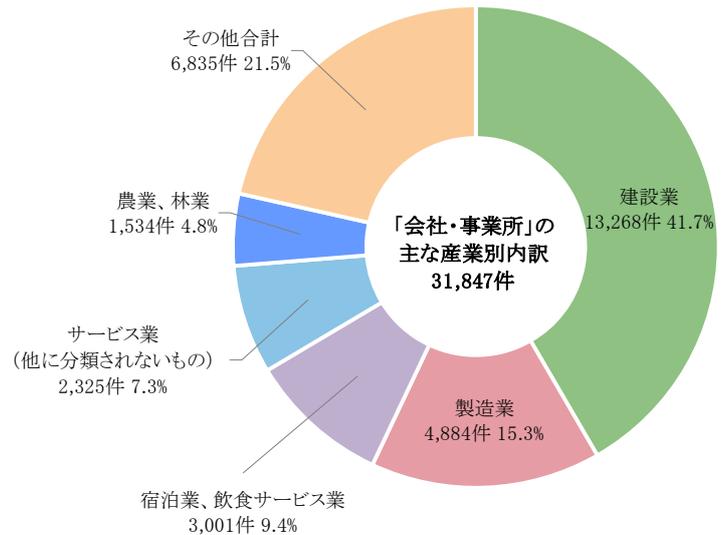
公害苦情受付件数（71,590件）を発生源別にみると、「会社・事業所」が31,847件（44.5%）と最も多く、次いで「個人」が23,103件（32.3%）となりました（図6）。

図6 発生源別公害苦情受付件数



「会社・事業所」の内訳を主な産業別にみると、「建設業」が13,268件（41.7%）と最も多く、次いで「製造業」が4,884件（15.3%）となっています（図7）。

図7 「会社・事業所」の主な産業別公害苦情受付件数



## 5 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数

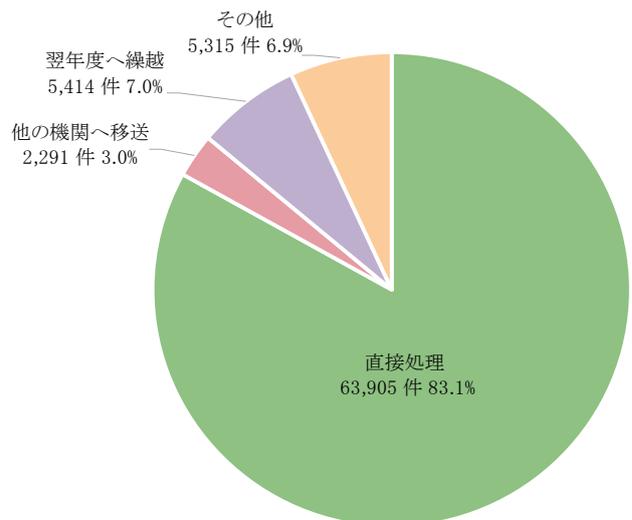
### (1) 取扱件数

令和4年度の公害苦情の取扱件数は76,925件で、前年度に比べ2,446件の減少（対前年度比▲3.1%）となりました。

### (2) 処理件数

令和4年度内に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で、直接処理<sup>2</sup>が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は63,905件（83.1%）、他の機関へ移送した件数は2,291件（3.0%）、翌年度への繰越件数は5,414件（7.0%）となりました（図8）。

図8 公害苦情の処理件数



<sup>2</sup>「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいいます。

## 6 苦情申立てから処理までの期間別典型7公害の直接処理件数

典型7公害の直接処理件数(45,781件)を苦情申立てから処理までの期間別にみると、「1週間以内」が30,328件(66.2%)、「1週間超～1か月以内」が3,919件(8.6%)、「1か月超～3か月以内」が2,795件(6.1%)、「3か月超～6か月以内」が5,440件(11.9%)、「6か月超～1年以内」が2,137件(4.7%)、「1年超」が1,162件(2.5%)となり(図9)。

件(2.5%)となりました(図9)。

「1週間以内」の内訳を典型7公害の種類別にみると、「騒音」及び「振動」において1週間以内に直接処理した割合が他の公害と比べ低くなっており、処理までの期間に長い日数を要する傾向があります(図10)。

図9 苦情申立てから処理までの期間別  
典型7公害の直接処理件数

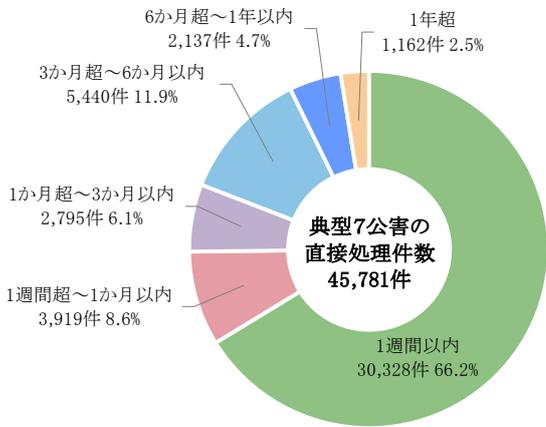
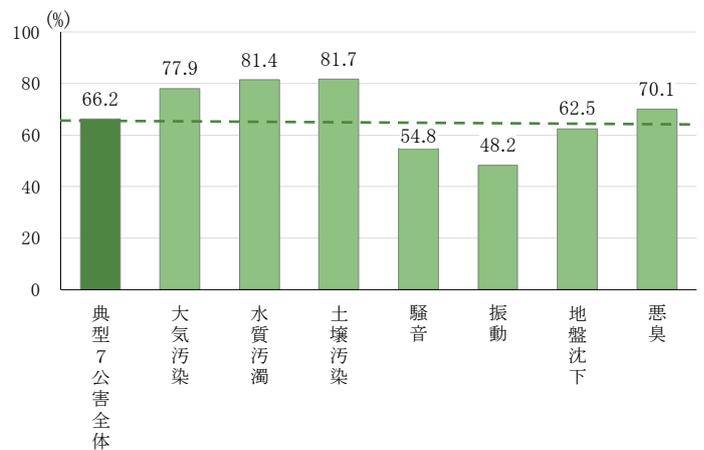


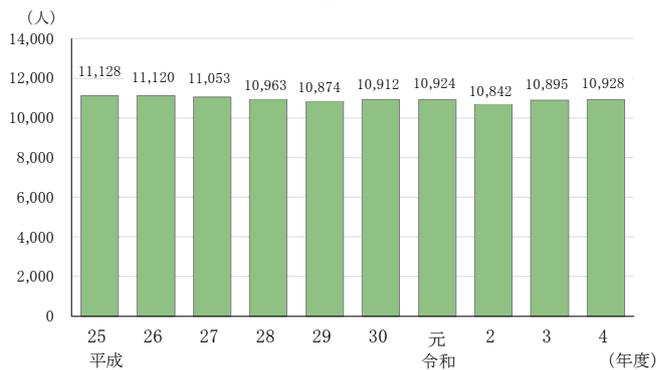
図10 典型7公害の種類別  
1週間以内に処理された割合



## 7 公害苦情処理担当職員数

令和4年度末(令和5年3月31日)現在、47都道府県及び1,741市町村(特別区を含む。)の計1,788自治体で公害苦情の処理を担当している職員の数はいは10,928人となっています(図11)。

図11 公害苦情処理担当職員数の推移



### おわりに

令和4年度公害苦情調査結果の詳細は、公害等調整委員会のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r4\\_index.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r4_index.html)



<本調査の問い合わせ先>  
公害等調整委員会事務局総務課調査研究係  
TEL: 03-3581-9956

## 苦情受付雑感

公害等調整委員会委員 わかう としひこ 若生 俊彦

元富士通(株)シニアアドバイザー、  
元総務省総務審議官

昨年12月に令和4年度の公害苦情調査結果報告書がとりまとめられ、公表された。この報告書は、地方公共団体の公害苦情相談窓口において受け付けた公害苦情の件数や処理状況を取りまとめたものである。全国の受付件数をみると令和4年度は、71,590件であり、前年度比で2.9%の減少となっている。長期的な動向をみると10万件を越えた平成15年度をピークに減少傾向が続いており、令和元年度、令和2年度に一旦増加に転じたもののその後再び減少傾向となり令和4年度に至っている。公害の苦情は必ずしも全ての被害が寄せられるわけではないが、減少傾向の流れは、概ね被害の現状を反映しているものと考えられる。

一方で、公害等調整委員会の新規受付件数をみると、昭和50年代に50件前後でピークを迎え、その後減少傾向となり、平成の前半期には一桁台となる時期もあったが、後半期から増加傾向に転じて、近年は20件前後で推移しており、令和4年度は24件となっている。都道府県審査会全体での受付件数をみると、あまり大きな変化はみられないが、昭和年代は20～30件程度、平成から今日まで30～40件程度で推移しており、令和4年度は29件となっている。こうした数値の推移からは、公調委の昭和50年代の数値は別かもしれないが、あまり被害の実情を反映したものとみることとはできず、むしろ受け付ける側の体制や取組姿勢など受付側の事情を反映しているように見える。受付件数が少ないからといって必ずしも安心できるものではなく、むしろ申請に至らない被害が潜在している可能性を心配すべきではないかと思う。

ところで、筆者は行政官として38年間総務省及びその前身組織で主に行政管理、行政評価、行政改革などの業務に従事してきた。その中で特に印象に残っているのは、年金記録問題の救済のための業務に従事したことである。平成19年にいわゆる消えた年金5,000万件問題といわれた年金記録漏れ問題が発覚し、国を揺るがす社会問題にまで発展した。同年6月安倍総理の判断によりこれまで年金問題にかかわってこなかった総務省に緊急、臨時の組織として年金記録の訂正申立てを受け付け、救済を図る第三者機関を設けることになった。当時筆者は行政評価局の総務課長をしていたが、当局が所管する行政相談制度において、国

## 公調委委員によるリレーエッセイ

民からの苦情を受け付けてその解決策を関係行政機関にあっせんする仕組みがあり、この仕組みを使って年金記録の訂正をあっせんすることになったのである。そうしたことから、急遽、当局がこの問題を担当することになり、極めて短期間で年金記録確認第三者委員会を中央及び全都道府県にそれぞれ政令で設置する準備を進めることになった。

当時、ゼロから組織を立ち上げるに当たって一番悩んだのは、国民からどれだけの申立てが来るか見当がつかないことであった。年金問題が取り沙汰され始めた平成 18 年から厚生労働省に特別に苦情を受け付ける組織ができ約 1 年で 300 件を受け付けていた。これが唯一参考となる数値であり、その後の国民の関心の増大と今回は全都道府県に組織ができることを考えると、その 10 倍は来るのではないかというのが、当時の認識であり、不安を持ちつつも準備を進めていた。結果として、初年度 7 月から 9 ヶ月間で受付件数が 5 万件、その年度に処理できたのが約 6,000 件であり、全く処理が追いつかず、とにかくこの膨大な申立てを処理する体制を構築することに悪戦苦闘することになった。翌 20 年度は受付が 5 万件に対し、処理件数が 57,000 件となりようやく均衡するところまでこぎ着けた。最終的にはこの年金記録確認第三者委員会の活動期間 8 年間で約 30 万件の申立てを受け付け、27 万件を処理し、そのうち 15 万件の年金記録が回復された。

当時を顧みて、潜在的な国民の不安、適切な受け皿があれば申し立てたいという需要がどれだけあるか事前には把握しきれず、想像にも及ばなかったことは大きな反省点であった。潜在的な国民の不安や不信、さらに苦情や救済を求める動きを見誤ってはいけないと痛感した次第である。筆者は局の総務課長として、また委員会事務室の次長として最初の 1 年は専ら予算や体制整備といった裏方の仕事をしただけであり、しかも十分職責を果たしたとはいえないが、直接国民の救済につながる仕事できたことは大変貴重な財産となった。

今年度、公調委では受付件数が増加傾向にあり、令和 6 年 1 月時点ですでに昨年度を上回る 29 件を受け付けている。今の体制、やり方でこれを処理するのはぎりぎりの状況であり、事務局にも大きな負担をかけていると感じている。しかし一方で、本来公調委で扱うべき案件が埋もれているのではないかと、本来解決されるべき紛争が放置されているのではないかとという危惧があり、都道府県の審査会や市町村の担当者には当委員会で扱うのにふさわしい案件は積極的につないでもらうよう要請しているところでもある。そのため、IT 化を始めとした業務の効率化、簡易事案の迅速処理のルール化などに努力しているところであり、余力があるわけではないが、公調委側の事情で受付に影響を及ぼすことがないよう、鋭意改革、改善の努力を続けていきたいと考えている。

中学生からバスケットボールを始めて、高校時代はバスケットボール漬けの毎日だったという若生委員。2023年8月に行われたワールドカップでは、男子日本代表チームが活躍し、自力でのパリ五輪出場権を獲得したことについて、「ようやく日本でもバスケット人気が沸騰したことは長年のバスケットファンとしてはうれしい限りです」とのことでした。また、漫画「SLAM DUNK」を話題にしたところ、「スラムダンクは昨年映画を見て、息子が全冊持っていたので読んでみましたが、自分の高校時代に重なるところもあり、面白く拝見しました」とのことでした。



写真は香川県豊島にある「勝者はいないーマルチ・バスケットボール」（アーティスト：イオベット&ポンズ）という瀬戸内国際芸術祭に出展された野外展示作品の前で撮ったものです。バスケットボールの楽しさが伝わる作品です。（若生）



次回は、野中智子委員（弁護士（元司法研修所教官））によるエッセイを予定しております。

# 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、地方自治体への支援活動や法曹関係者への周知活動についてご紹介します。

## 1 「公害紛争処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」を開催

公害紛争処理及び公害苦情相談を担当する職員間の情報共有や連携を支援する会議を全国6ブロックで実施しています。

今年度は10月に東海・北陸（福井県）、九州・沖縄（宮崎県）、中国・四国（香川県）の3ブロックで開催し、11月に近畿（奈良県）、北海道・東北（北海道）、関東・甲信越・静岡（静岡県）の3ブロックで開催しました。

会議では、公害等調整委員会から公害紛争処理制度についての説明、公害苦情相談アドバイザーによる講演が行われた後、県と市に分かれての事例紹介やグループ討議を実施し、活発な意見交換が行われました。



関東・甲信越・静岡ブロック会議  
(於 静岡県男女共同参画センター)

公調委 HP には、地方自治体の方に向けたページがありますので、ぜひご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for\\_local-government.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html)



## 2 法曹関係の皆様への周知活動について

公害等調整委員会では、法曹関係の皆様及び未来の法曹界を担う方々への公害紛争処理制度の周知・利用促進のため、以下の活動を実施しています。

### <弁護士に向けた周知活動>

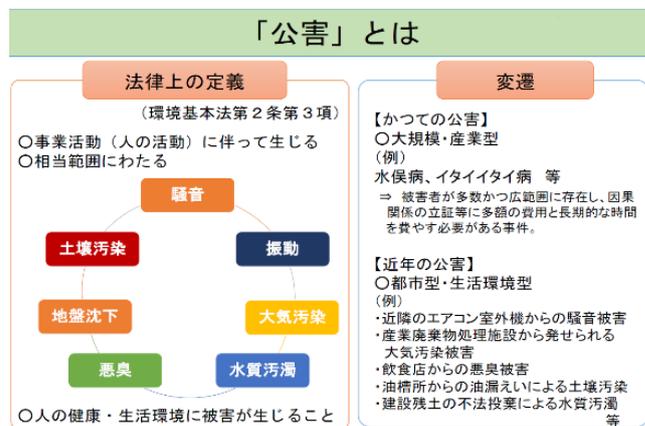
#### (1) 通知文の発出

一年に一度、日本弁護士連合会・各都道府県の弁護士会宛てに、公害紛争処理制度の利用促進についての通知文を発出し、所属弁護士への同制度の周知を依頼しています。

#### (2) 講演の実施

各都道府県の弁護士会から受ける依頼に応じ、公害等調整委員会の審査官等が、各会の所属弁護士に向けた講演を実施しており、ここ5年ほど(令和元年度から令和6年1月現在)では10回実施しています。

### (講演資料の例)



<裁判官・裁判所職員に向けた周知活動>

(1) 通知文の発出

一年に一度、最高裁判所宛てに、原因裁定嘱託制度の周知に関する通知文を発出し、原因裁定嘱託の活用について、各地の裁判官への情報提供を依頼しています。

(2) 講演の実施

各地の地方裁判所において、公害等調整委員会の委員長や審査官等が、裁判官(及び裁判所職員)に向けた講演を実施しており、ここ5年ほど(令和元年度から令和6年1月現在)では7回実施しています。

<司法修習生及び法科大学院生に向けた周知活動等>

(1) 通知文等の発出

一年に一度、司法研修所や法科大学院宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要紹介についての通知文等を発出し、司法修習生や法科大学院生への同制度の周知を依頼しています。

(2) 講演等の実施

司法修習生に対する研修プログラムにおいて、講演を実施しており、ここ5年ほど(令和元年度から令和6年1月現在)では6回実施しています。また、令和5年度から、選択型実務修習の全国プ

ログラムとして、司法修習生の受入れを開始しました。司法修習生には、手続傍聴や実際の公害紛争事案を題材としたケース研究、公害等調整委員会の委員との意見交換などを内容とする行政型ADR研修のプログラムを提供しています。さらに、夏休みの時期に、法科大学院からのインターンシップの受入れを実施しています。

<終わりに>

(1) 講演依頼受付等

これまでに紹介した通知文等にも記載しておりますが、公害等調整委員会では、弁護士会、裁判所、司法研修所、法科大学院における講演依頼等を受け付けています。

講演依頼等については、下記窓口へご相談ください。

**公害等調整委員会事務局 総務課企画法規係**

**tel : 03-3503-8591**

(2) その他法曹向け資料

なお、下記の当委員会が年に4回発行している機関誌「ちょうせい」の過去の記事や、公害等調整委員会ホームページにも法曹関係の皆様に向けた記事等が掲載されております。適宜ご参照ください。

**ア 機関誌「ちょうせい」記事**

① 第106号(令和3年8月)

「民事訴訟手続と裁定手続の違い ～裁定手続の利用を検討している法曹関係者の方へ～」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/106.html>



② 第107号(令和3年11月)

「原因裁定嘱託制度について

～裁判所のニーズに沿った原因裁定嘱託制度の運用改善を図っています～」

※ 元札幌高等裁判所部総括判事、元公害等調整委員会委員 山崎勉氏

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/107.html>



## イ 公害等調整委員会ホームページ

### ① 「原因裁定の囑託制度（法曹関係者向け）」

[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute\\_00004.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute_00004.html)



### ② 公害等調整委員会のパンフレット・リーフレット

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/pamphlet/index.html>



### ③ 「係属事件一覧」（終結した公害紛争事件）

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/main7ichiran.html>



## 3 判例地方自治及び判例時報に掲載された

『月刊判例地方自治 2023 年 9 月号（通巻 501 号）』の判決紹介に公害等調整委員会が担当した「山形県 飽海郡 遊佐町 吉出字 臂曲 地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件（平成 30 年（フ）第 1 号事件）」が掲載されました。これは、令和 4 年 6 月に終結した鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定申請に関わる事件です。記事では、事件の概要、裁定のほか裁定の意義等についてコメントも記載しております。

また、『判例時報 No.2576〔評論 No.779〕（2024 年 2 月 1 日号）』に同裁定の取消しを求めた訴訟の判決（請求棄却）が掲載されており、同判決の意義等に関するコメントも掲載されています。

いずれも是非、ご覧ください。

### [Info]

『月刊判例地方自治 2023 年 9 月号（通巻 501 号）』

出版社：ぎょうせい

編著者名：地方自治判例研究会／編集

発行年月：2023/09

販売価格：1,430 円（税込み）

○山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件・山形県

岩石採取計画認可申請に対する不認可処分にかかる取消裁定申請の審理中に、同計画地所在の地方公共団体がその条例に基づき同岩石採取計画を規制対象事業に認定した処分が有効であることが確定したため、同岩石採取計画について他法令の許可等を受ける見込みがないことが確定し、これにより同不認可処分が適法であることが確定したものとして、取消裁定申請を棄却した事例〔公調委令和 4 年 6 月 23 日裁定〕



『判例時報 No.2576 〔評論 No.779〕 (2024年2月1日号)』

出版社：判例時報社

発行年月：2024/02

販売価格：1,470円（税込み）



## がんばってまーす

### 効果的な「公害指導」ができるように



静岡県富士市環境部環境保全課主査

すぎやま ゆうすけ  
杉山 裕亮

富士市は、富士山の南麓、駿河湾<sup>するがわん</sup>を望む場所にあり、静岡県では東部に分類される地域にあります。現在の人口は約25万人で、富士山周辺に由来する豊富な地下水・湧水資源があること、東京へ約140km、名古屋へ約170kmという立地から、製紙業を始めとした産業や流通の拠点として大きく発展してきました。

有名などころでは、日本全国のトイレットペーパー製造の約3割を富士市が担っていることがあげられます。特にホテルや商業施設などで使用されている個包装のものは、富士市で生産されたものが多いといわれていますので、意外と皆様の周りにも富士市からお届けしたものがあられるかもしれません。



富士市で生産されたトイレットペーパー

さて、私が所属する富士市環境部環境保全課は、大気騒音担当、水質担当、自然保護担当の3担当14名の職員で構成されており、私は大気騒音担当の5年目職員として、大気汚染測定局の運用、届出審査、立入検査、公害苦情相談の

対応などを行っています。公害苦情相談については、年間80件程度、5年間で400件程度を経験してきました。今回は公害対策業務に就いたころの苦労と、自分なりに乗り越えた方法を少し、お話しさせていただきます。

まず、私のこれまでの経歴、と言いますか、バックグラウンドをお話ししたいと思います。もともと私は、コンピュータ関係の民間企業を経由して、新卒より少し遅れた25歳で入庁しました。前歴に配慮いただいたものと思いますが、最初の配属は情報部門で、ここで庁内システムの開発・運用を担当させていただきました。次に、市立病院のシステム部門に移動し、院内ネットワーク回線の再構築や、電子カルテのシステム更新を経験しました。その後、社会教育部門を1か所経験し、当課に異動した形となります。そんなわけですから、もともと、環境に深い知識があったわけでも、苦情相談解決のプロでもありませんでした。

そんな私が、異動後、公害苦情相談対応を始めたときに強く意識したのは、まずとにかく勉強したほうが良いということ。正直なところ、環境法令は黒か白かの判断が難しいものが数多くあり、法令、規則、通知、場合によっては判例まで読まなければ判断が難しいものがあると感じています。また、公害の各規制法には、「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」という前提はありますが、公害発生施設に対する強い立入検査権があります。目的が違うとはいえ、犯罪捜査のために令状を用いて

捜索押収を行う警察官は、半年以上警察学校で教育を受けた上で実務につきます。対して、我々行政職員は配属されたその日から実務を行うことが大半です。知識がないから分からない、という言い訳が許されないところがあります。

とはいっても、業務を行いながら幅広く知識を学ぶにはとても時間が足りません。そこで当時の私は、まず「よくあるケース」への対応方法や、相談者への応対、測定方法などを優先して覚えるようにしました。どの自治体にも「よくある苦情相談」はあると思います。建物が密集しているエリアでは特定建設作業による苦情相談が多いでしょうし、繁華街が多ければカラオケ騒音、臭気を発生しやすい産業や農地が多ければ悪臭苦情相談など…。これらが来ることを想定して、苦情相談があったときに聞きたいこと、その際の話し方、規制基準の有無、測定方法、施設の基礎知識などを整理し、要点ノートを作り、まず、相談者に「この人に任せて大丈夫なのか」と不信感を抱かれないよう、スムーズにご案内できることを目指しました。コンビを組んで対応していた相方が技術面をフォローしてくれたこともあり、着任から半年くらい経つと、うまく立ち回ることができるようになりました。

しかし、2年目を迎え、担当する業務が騒音から大気が変わったところで状況が変わりました。コロナ禍によって交代勤務が導入され、相方に頼ることができなくなってしまったのです。これまで経験したことのない苦情相談に対して、付け焼刃の知識でなんとか相手方を指導する機会が続きました。

そんな中、苦情相談の相手方の企業に規制値を守ってほしいと話に行った際に、こんなことを言われました。「基準を守れていないことは分かった。でも、自分たちでできる限界が今の施設の状況と考えており、どうしたらよいのか具体的に教えてほしい。それが分からないと動けない」。付け焼刃の知識では具体的な対策な

ど提案できず、また一つ壁につき当たったのでした。

ここで、私がとった行動は、自身が担当する法令に加え、関連する分野の知識まで広げて身に着ける、という選択肢でした。例えば、大気汚染防止法のばい煙発生施設については、規制施設の大半を占めるボイラーの構造や燃料のことを勉強して、ボイラー技士や危険物取扱者の免許を取りました。同様に、揮発性有機化合物（VOC）や特定粉じん（石綿）が引き起こすリスクや排出抑制の実務を理解するために、労働安全衛生法の作業主任者講習を受け、衛生工学衛生管理者免許や石綿含有建材調査者の資格などを取得しました。

あえて、資格まで取ったのには理由があります。これらの資格は、そのほとんどが、指導対象企業の労働者を守るための法令に基づく必置資格です。企業の安全・環境・原動部門の担当者は、大抵、これらの資格を持っています。自分も同じフィールドに立つことで、相談者の要請を実現するためだけでも、あなた方の事情も理解した上で改善を提案していますよ、という説明を信用していただき、スムーズに対策を行っていただけることが増えたと感じています。

色々な方法があると思いますが、自分としては、今後も行政の立場として、相手側と対等以上に話せる知識や技能を持てるよう努力し、効果的な「公害指導」ができるよう、日々研鑽して業務に励みたいと思っています。

簡単にご紹介になりましたが、こんな職員もいるんだ、ということで、みなさまのご参考になれば幸いです。



臨海工場群と富士山（初夏）

## がんばってまーす

連携して的確な対応を目指します！



たちばなばし おおよどがわ  
橋 橋 (大淀川) を背景に撮影

宮崎県宮崎市環境部環境指導課主任主事

ながた かなこ  
永田 香菜子

公害苦情相談対応に従事して2年目となりましたが、対応困難な苦情に直面することもあり勉強の連続だと感じているところです。今回は宮崎市の紹介とともに、当市で相談のあった事例等を交えながら、日々感じていることをお伝えいたします。

宮崎市は九州南東部に位置する宮崎県の県庁所在地です。人口約39万7千人、面積約644km<sup>2</sup>の都市で、北部から西部にかけては丘陵地が連なり、南部は山地で占められています。市内の北端には ひとつせがわ 一ツ瀬川が、中央部には おおよどがわ 大淀川をはじめ複数の河川が東流し、広大な宮崎平野を形成し ひゅうがなだ 日向灘に注いでいます。東部の海岸は白砂青松の砂浜が続き、南部に位置する青島以南は、山地が海岸まで迫り、複雑な海岸線を呈しています。

こうした地形を有する宮崎市は、食や自然、温暖な気候に恵まれ、プロスポーツのキャンプ地や日本代表合宿地などとしても知られています。特に自然は、海・山・川が車で30分圏内の近い距離にあることから、マリンスポーツやゴルフ、トレッキングなど一年を通じて様々なアクティビティを楽しむことができる恵まれた環境が整っています。

中でも人気の観光地である青島は、青島神社周辺1.5kmの島全体が境内地となっている珍しい島で、眼前には太平洋と国の天然記念物「鬼の洗濯板」と呼ばれる波状岩が広がっており、毎年多くの観光客で賑わっています。

海の幸・山の幸に恵まれており、全国和牛能力共進会において日本一に輝いた宮崎牛をはじめ、地鶏や完熟マンゴー、鰻など食の宝庫でもあります。



日本一を受賞した宮崎牛

機会がありましたら、ぜひ南国情緒あふれる宮崎市へ遊びに来てください。

さて、当市の公害苦情相談対応につきまして、環境指導課が対応に当たっております。典型7公害に加え、空き地の雑草苦情相談、ごみの不法投棄等も所管しており、年間約800件の相談を受けています。内訳としては不法投棄、空き地の雑草、野外焼却に次いで、騒音に関する相談が多くなっています。騒音苦情相談については、隣人の生活音に関するものや、規制のかからない事業場、建設作業等に関する相談がほとんどを占めています。

今回は、私が日々の業務に当たり感じている2点について事例を用いてお伝えしたいと思います。

まず1点目は、関係部署等との連携の大切さです。

三連休の前日、当課に河川への油流出の通報があり、現地に急いで向かいました。川面が油でガラガラしており、周辺に大変な油臭が漂っていたことを今でも鮮明に覚えています。そこは住宅街を流れる河川で、発生源がすぐには思い当たりませんでした。また、流れ込む雨水管は埋設されており、目視で油をたどっていくことが困難な状況でした。そこで雨水幹線を所管する土木課や警察に協力を仰ぎ、道路上のマンホールを開けて油臭や油膜をたどりながら発生源を探りました。通報を受けた当日中には発生源を発見できず、三連休に突入。県の職員も含め交代で探索や河川での油対策を実施し、連休明けによりやく発生源を見つけることができました。原因は、川から直線距離で500mほどの工事現場で漏洩した作動油でした。これらの対応は、関係部署や関係機関の協力なしでは困難であり、関係部署等との連携の大切さを改めて実感した事案でした。

このほかにも、畜舎からの悪臭については農政部と、歓楽街のデジタルサイネージの騒音や光害については都市整備部等と協力して対応に当たっています。調整等困難なことも多々ありますが、今後もそれぞれの分野の専門部署や関係機関と協力し、解決の手段を探っていきたいと思っています。

2点目は、相談者の要望をしっかりと聞き取るということです。

私は日頃、相談者の話をできるだけ傾聴し、積極的に情報を聞き取る姿勢を大切にしています。相談のほとんどは話の途中で規制対象外であることが分かり、市では対応できないとお伝えすることも多くあります。しかし、話を丁寧に聞いた上で、できること、できないこと、そのほかの相談先や解決方法を提示することで、何もできない場合でも納得していただけることが多いと感じています。

ただ、解決方法のみを知りたい方にとっては、対応できないにもかかわらず時間を取られてしまうことを不快に感じられる場合もあり、お叱りを受けることもあります。相談者の状況等に応じた的確な対応が重要だと考えさせられます。

一方で、相談者が求めている以上の対応をしようと固執してしまい、後悔した経験もあります。その事案は、スナックのカラオケがうるさいとの相談でした。相談者はすぐ上の階に住んでいる方でしたが、同じ建物の住人からの相談とは伝えないでほしいとの要望でした。上階に響く音と周辺に漏れる音は対策方法が異なると考え、相談者の居住場所を伝えた上で不動産会社も交えて対策を検討する方法を提案しました。相談者は「事業者伝えてくれるだけでいい」と希望していましたが、私は「それでは解決しませんよ」と自分の提案を繰り返してしまいました。匿名での解決は難しいことを相談者に説明した上で、事業者へ相談内容を伝えるなど、相談者の要望に寄り添った対応がもっとできたのではないかと反省した事案でした。

規制対象外の相談や、匿名を希望する相談に対し、どこまで介入し、対応するのが望ましいのか悩むことも多々ありますが、相談者が求めている対応を適切に聞き取り、それに応じた柔軟な苦情相談対応を心がけていきたいと感じております。

公害苦情相談アドバイザーの上野邦夫氏の講義で、常に上司や係員を巻き込み、チームで対応すること、職場を出たらリセットすることの大切さを教えていただきました。私自身、上司や係員に恵まれ、係内で意見を出し合いながら対応に当たっています。休日は眺めのいい海岸線をドライブしたり、おいしいものを食べに行ったりしてリフレッシュしています。日々寄せられる相談に難しさを感じ、悩むこともありますが、今後も係内や課内で知恵を出し合いながら、チームで苦情対応に取り組んでいきたいと思っています。

## 公害等調整委員会の動き

(令和5年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

### 1 審問期日・審理期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
10月25日	令和4年(セ)第3号・令和5年(セ)第1号 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第5回審問期日	東京都
11月22日	令和5年(フ)第1号 岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件 第1回審理期日	愛知県
12月19日	令和3年(セ)第1号 燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
12月22日	令和4年(セ)第2号 さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

#### ○ 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第11号)

令和5年10月27日受付

本件は、申請人ら宅の近隣の事業所で、被申請人らが稼働させているディーゼル発動機から排出させている排ガスの悪臭や有害物質により、申請人らは、鼻血、頭痛及び不眠に悩まされるなど生活の平穏を脅かされ、居宅において通常の生活を送ることができず、多大な健康被害及び精神的苦痛を被ったほか、転居等も必要になったとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計3000万円を連帯して支払うことを求めるものです。

#### ○ 鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件

(公調委令和5年(調)第10号)

令和5年11月8日受付

福岡県久留米市の住民自治会から、佐賀県の環境施設組合を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があり、これを令和5年11月8日に受け付けました。

申請の内容は以下のとおりです。

- ・被申請人は、申請人との間で、環境保全(公害防止)協定を締結すること。

#### ○ 尾道市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第9号)

令和5年11月14日受付

本件は、申請人に生じた目、鼻、口、のど、呼吸器への炎症を伴う健康被害は、被申請人らが安全措置や予防措置を怠り、劇物の有害性についての説明、必要な設備や保護具を用意せずに、悪質な環境下で劇物を扱う作業を行わせたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

#### ○ 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第10号)

令和5年11月27日受付

本件は、申請人の所有する自動車及び住宅に生じた鉄粉の付着による被害及びそれに伴う錆の被害は、被申請人が操業している工場から鉄粉を発生拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

#### ○ 栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第11号)

令和5年12月1日受付

本件は、申請人に生じた睡眠障害等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店の屋外照明から発せられる光及び排気ダクトからの騒音によるものである、との裁定を求めるものです。

#### ○ 横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第12号)

令和5年12月4日受付

本件は、申請人に生じた吐き気、喉・肺の痛み、咳の症状等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店から排出・拡散される悪臭及び排気に含まれ

## 公害等調整委員会の動き

る有害物質によるものである、との裁定を求めるものです。

### ○ 仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第12号)

令和5年12月11日受付

本件は、被申請人が運営する病院において発生させている、業務用ガス給湯器からの低周波音、敷地内建屋空調設備及び車やストレッチャー等による騒音により、申請人は、気分がいらいらし、減入るなど精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金10万円の支払いを求めるものです。

### ○ 宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和5年(リ)第2号事件)

令和5年12月11日受付

宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件は、宮城県亶理町の住民1人が、亶理町を相手方(被申請人)として、被申請人が申請人宅近くに町道を開通させたことによる車両騒音により、申請人が偏頭痛を発症し通院を余儀なくされており、また、車両騒音対策として、二重サッシ工事を行ったが、完全に防音できず、一部の部屋が使用できずに寝室の変更や窓を開けられない状態が続いているとして、慰謝料、二重サッシの設置代等の損害賠償を求めた事件について、職権で調停に付し(令和5年(調)第3号事件)、令和5年3月27日、調停が成立した事件です。

令和5年12月11日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

### ○ 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和5年(リ)第3号事件)

令和5年12月13日受付

東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件は、まず、令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方(被申請人)として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請があったものです。

(1) 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

(2) 騒音については以下のとおり。

(i)露天風呂からの人の声等、(ii)露天風呂のテレビや滝の音、(iii)北側室外機の音、(iv)入浴施設のBGMや店内放送、(v)排水・排気の音、(vi)車のアイドリング音、(vii)夜間工事の騒音

(3) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることが出来ない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議しましたが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、令和3年9月27日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年10月18日に受け付け、令和5年1月19日、調停が成立した事件です。

令和5年12月13日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

## 終結事件の概要

### ○ 札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第17号事件)

#### ① 事件の概要

令和3年11月26日、北海道札幌市の住民2人から、近隣の住民2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた吐き気、嘔吐、食欲不振、筋肉痛、手足のしびれ、動悸、ふらつき、めまい、不眠は、被申請人ら宅の室外機及びエコキュートから発生する振動と低周波音によるものである、との裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら宅の室外機等から発生する振動及び低周波音と申請人らに生じた吐き気等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年10月18日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

### ○ 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第3号事件・令和2年(セ)第7号事件・令和5年(調)第6号)

#### ① 事件の概要

令和元年6月3日、茨城県稲敷市の宗教法人及び当該宗教法人の近隣住民12人から、土木関係会社、個人2人、砂利運搬業会社、稲敷市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。土木関係会社が、申請人である宗教法人の山林の樹木を無許可で伐採し、山林及び申請人ら所有の共同墓地を無許可で埋め立てたため、土壌分析を行ったところ、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度指数が規制基準値を超過し、土壌の強アルカリ性により、樹木が枯死するなどし、また、当該宗教法人の近隣住民である申請人らの生活用水である井戸水が汚染されるおそれがあるとして、埋立てを実施した土木関係会社、現場指揮者2人、砂利運搬業会社及び無許可で埋め立てていることを知りながら埋立ての停止を命ずる等の適切な対応を行わなかった稲敷市を被申請人として、土砂の撤去費用等の財産被害及び井戸水汚染のおそれによる精神的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計2600万円等を連帯して支払うことを求めたものです。

なお、令和2年7月28日、申請人ら3人から申請を取り下げる旨、また、令和3年11月11日、申請人ら2人から申請を取り下げる旨の申出がありました。

令和2年9月7日、同市の宗教法人の近隣住民9人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり(公調委令和2年(セ)第7号事件)、

## 公害等調整委員会の動き

裁定委員会は、同年10月28日これを許可しました。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが埋め立てた強アルカリ性の土壌と申請人らが所有する樹木の枯死や井戸水汚染などの財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、2回の審問期日（現地期日を含む）を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年4月13日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第6号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、3回の調停期日を開催しましたが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、同年6月29日、調停を打ち切り、同年10月31日、本件申請を一部認容、一部棄却との裁定を行い、本事件は終結しました。

### ○ 浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和2年（セ）第8号事件・令和2年（ゲ）第3号事件）

#### ① 事件の概要

令和2年9月23日、静岡県浜松市の住民4人から、写真スタジオ経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、申請人らが、被申請人が経営する

写真スタジオから発生する騒音により、精神的苦痛を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計3000万円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人らに生じた心身症、心的外傷後ストレス障害（PTSD）による死産、心因性頻尿の健康被害及び受験勉強が妨げられているのは、被申請人が経営する写真スタジオから発生する騒音により、平穩に生活する権利を侵害されていることによるものである、との裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和2年10月20日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する写真スタジオからの騒音と申請人らに生じた心身症等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年11月10日、本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

### ○ 神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件（公調委令和4年（セ）第1号事件・令和5年（調）第9号事件・令和5年（調）第11号事件）

#### ① 事件の概要

令和4年2月22日、神奈川県大磯町の住民1人から、マンション上階の住民を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅上階からの人が飛び跳ね着地した際に発生するような音や、床に物を落としたような音、何かで床を継続的に叩くような音、物を引き擦るような音、戸や引き出しを乱暴に閉めた時の音、金属が床を転げるような音と、それに伴う振動により、申請人の生活の平穏が害され、睡眠障害、睡眠不足による体調の悪化が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金 269 万 1298 円の支払を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人宅上階からの音及びそれに伴う振動と申請人に生じた睡眠障害、睡眠障害、睡眠不足による体調の悪化等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 5 年 9 月 19 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 5 年（調）第 9 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第 1 回調停期日において、裁定委員会は調停案を提示し、同年 9 月 22 日、同法第 34 条 1 項の規定に基づき 30 日以上期間を定めて両当事者に対し受諾を勧告したところ、同年 10 月 30 日に被申請人から調停案を受諾しない旨の申出があり、同法第 36 条第 2 項の規定により、同日、調停は打ち切れものとみなされ、同年 11 月 6 日、両当事者に対し、調停の打ち切りを通知しました。

その後、裁定委員会は、同年 11 月 20 日、公害紛争の処理手続等に関する規則 52 条第 2 項の規定により審問の再開を決定し、同法第 42 条の 24

第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 5 年（調）第 11 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 11 月 27 日の第 1 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

### ○ 神戸市における再生砕石埋立てによる土壤汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

（公調委令和 3 年（ゲ）第 8 号事件）

#### ① 事件の概要

令和 3 年 8 月 3 日、兵庫県神戸市の酪農組合の組合員 1 人から、建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が神戸牛の飼育等を行っている土地（申請人が所属する酪農組合の所有地）に発生した土壤汚染及び水質汚濁は、被申請人が埋め立てた再生砕石によるものである、との裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が埋め立てた再生砕石と、申請人が所属する組合の所有する土地に発生した土壤汚染及び水質汚濁との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するなど、手続を進めましたが、令和 5 年 12 月 1 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

### 3 土地利用調整に関する受付・終結 事件の概要

#### 終結事件の概要

- 岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件  
(公調委令和5年(フ)第1号)

#### ① 事件の概要

公害等調整委員会は、申請人から岐阜県知事(以下「処分庁」という。)が行った岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更の不認可処分の取消しを求める裁定の申請を令和5年9月11日付けで受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

砂利採取業を営む申請人が、処分庁に対し、砂利採取法20条1項に基づき、既に期間を1年6か月として同法16条に基づく認可を受けていた砂利採取計画の期間を6か月延長する旨の変更認可申請をしたところ、処分庁は、岐阜県砂利採取計画認可基準の第2第2の「確実に採取跡地作業が実施されると認められる場合」に該当しないことを理由に不認可処分をしたことから、申請人は、同処分は違法であるとして、令和5年9月11日付けで、同処分の取消を求めて裁定を申請しました。

#### ② 事件の処理経過

裁定委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審理期日を開催するなど、審理手続を進め、令和5年12月5日付けで、処分庁が申請人に対して令和5年6月13日付けでした砂利採取計画変更不認可処分を取り消すとの裁定を行い、本事件は終結しました。

# 都道府県公害審査会の動き

## (令和5年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

### 1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
愛知県 令和5年(調)第2号事件	アルミニウム工場からの騒音・低周波音・悪臭防止及び損害賠償請求事件	R5.10.5
東京都 令和5年(調)第5号事件	電気温水器等からの振動防止請求事件	R5.10.11
神奈川県 令和5年(調)第3号事件	近隣からの低周波音被害防止請求事件	R5.10.16
東京都 令和5年(調)第6号事件	マンション隣家からの悪臭防止請求事件	R5.10.19
神奈川県 令和5年(調)第4号事件	近隣店舗からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R5.10.19
東京都 令和5年(調)第7号事件	飲食店室外機からの騒音低減請求事件	R5.10.20
神奈川県 令和5年(調)第5号事件	マンション階上からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	R5.10.20
広島県 令和5年(調)第3号事件	養鶏場からの騒音・低周波音・悪臭被害防止請求事件	R5.11.22
沖縄県 令和5年(調)第1号事件	グラウンドからの騒音被害防止請求事件及び損害賠償請求事件	R5.10.23
青森県 令和5年(調)第1号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	R5.11.24
埼玉県 令和5年(調)第6号事件	トラックからの騒音被害防止請求事件	R5.12.18

## 2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
三重県 令和5年(調)第 1号事件  [アパート管理会 社からの薬剤散 布被害防止及び 損害賠償等請求 事件]	三重県 住民1人	不動産業 者  アパート 管理会社	令和5年7月13日受付  申請人が居住するアパートに おいて、被申請人による除草 剤散布作業が行われた直後か ら、申請人が体調を崩したた め、以下の内容を求める。 (1)申請人に対して損害賠償20 万円を支払うこと。 (2)申請人の自室通風孔付近 で、除草剤等の薬剤を使用し ないこと。 (3)申請人が居住するアパート の敷地内で除草剤等の薬剤を 使用する場合は、事前に使用 薬剤に関する情報を周知する こと。ただし、申請人が拒否 をした場合は、申請人自宅周 辺には散布しないこと。 (4)被申請人が使用した除草剤 等の薬剤によって、周辺の住 人が体調を悪化させた場合 は、診察可能な病院へ被申請 人が搬送すること。 (5)被申請人の住所、氏名、電 話番号を申請人に開示するこ と。 (6)除草剤等の薬剤の散布作業 にあたっては、従業員に対し て労働安全衛生上の教育を行 うこと。	令和5年10月2日 調停打ち切り  調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打ち切り、本件は 終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
山梨県 令和5年(調)第 1号事件  [集塵機からの騒 音防止請求事件]	山梨県 住民1人	山梨県 住民1人	令和5年3月8日受付  被申請人は、被申請人の事業場に設置されている集塵機から発生する騒音を、騒音規制法の規制基準（第二種区域）に準じて、同法規制基準値を下回るようにすること。	令和5年10月19日 調停成立  調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
愛知県 令和4年(調)第 2号事件  [換気設備室外機 からの騒音被害 防止請求事件]	愛知県 住民1人	不動産会 社	令和4年8月16日受付  (1)被申請人は、申請人の住所地において、以下の、防音措置及び防風措置を講ずること ①申請人の住所地における二重窓の設置 ②申請人の住所地におけるサンルームの設置 (2)被申請人は、申請人の住所地に面し、被申請人の社屋の1階及び2階に設置した室外機の作業時間を、月曜日から金曜日までの間、午前8時から午後6時までとし、土日祝日は完全に停止すること。 (3)被申請人は、申請人の住所地に面し、被申請人の社屋の3階以上の階に設置した室外機について、終日、音を抑えること。	令和5年10月19日 調停成立  調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 令和5年(調)第3号事件  [飲食店からの煙害防止請求事件]	インターナショナルスクール経営会社	飲食店経営会社	令和5年8月3日受付  (1)ピザの焼き方を変え、被申請人のレストランから出る煙が危険な汚染物質にならないようにすること。 (2)レストランの換気システムを煙が集中しないように変更すること。	令和5年11月10日 調停申請取下げ  申請人から被申請人が11月1日に行った煙突延長工事後、煙や匂いがまったく気にならなくなり、これ以上の要望はないとの連絡があり、調停申請を取下げたため、本件は終結した。
兵庫県 令和4年(調)第1号事件  [造成工事にかかる土壌・水質汚染等対策請求事件]	兵庫県 住民6人	兵庫県 住民1人  兵庫県 兵庫県A市  兵庫県B市	令和4年6月6日受付  (1)被申請人C氏所有の土地の盛土撤去、各申請人所有土地の原状回復や排水措置、土壌・水質汚染防止措置を講ずること。 (2)盛土造成の実態調査の実施、盛土の撤去命令等適切な指導や行政代執行を行うこと。 (3)隣接する公園について、盛土崩落防止措置を講ずること。 (4)造成許可の経緯を説明すること。	(対行政) 令和4年10月26日 調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、対行政に関しては調停を打ち切った。  (対住民) 令和5年11月14日 調停成立  調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示し

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
				た調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
山梨県 令和5年(調)第2号事件  [宿泊施設からの騒音・悪臭被害防止請求事件]	山梨県 住民3人	宿泊施設 管理業者  所有者	令和5年5月10日受付  被申請人は宿泊施設でのバーベキューの実施を全面禁止すること。また、宿泊が静かに行われるよう宿泊者に指導を徹底すること。	令和5年11月20日 調停打ち切り  調停委員会は、4回の調停期日の開催等 手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
京都府 令和5年(調)第1号事件  [近隣住宅からの排煙悪臭被害損害賠償等請求事件]	京都府 住民2人	京都府 住民1人	令和5年4月20日受付  (1)被申請人は、自宅において庭木・ゴミその他の物の焼却をしてはならない。 (2)被申請人は、申請人らに対し、損害賠償として金152万5870円を支払う。	令和5年12月6日 調停成立  調停委員会は、2回の調停期日の開催等 手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
山梨県 令和5年(調)第3号事件  [自治会からの騒音被害防止請求事件]	山梨県 住民1人	自治会連 合会  自治会	令和5年7月24日受付  被申請人は有価物等の回収の案内放送及びお悔やみの放送をやめること。	令和5年12月13日 調停申請取下げ  調停委員会は、2回の調停期日の開催等 手続を進めたが、申請人は調停を継続

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
				しても解決は望めないとして、申請を取り下げたため、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和5年10月1日から令和5年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第116号 令和6年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に  
伴う被害なども  
公害紛争処理の対象になります  
紛争を解決するには、まずは相談を



### 公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

**公調委 公害相談ダイヤル TEL 03-3581-9959**

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00（祝休日及び12月29日～1月3日は除く。）

e-mail. [kouchoi@soumu.go.jp](mailto:kouchoi@soumu.go.jp)

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

URL. <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>



X @MIC\_kouchoi

